

- 第二 報第一号 平成二十二年五條市土地開発公社の事業計画、予算及び資金計画の報告について
- 第三 報第二号 平成二十二年財団法人大塔ふる里センターの事業計画及び予算の報告について
- 第四 報第三号 専決処分の報告について（調停）
- 第五 議第一号 五條市名誉市民条例の制定について
- 第六 議第二号 五條市一般職の任期付職員採用及び給与の特例に関する条例の制定について
- 第七 議第三号 五條市長期継続契約に関する条例の制定について
- 第八 議第四号 五條市五條新町伝統的建造物群保存地区における建築基準法緩和に関する検討委員会条例の制定について
- 第九 議第五号 特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例等の一部改正について
- 第十 議第六号 一般職の職員給与に関する条例等の一部改正について
- 第十一 議第七号 五條市立居宅介護支援事業所条例の一部改正について
- 第十二 議第八号 五條市立大塔診療所条例の一部改正について
- 第十三 議第九号 五條市携帯電話エリア整備施設設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 第十四 議第十号 五條市火災予防条例の一部改正について
- 第十五 議第十一号 五條市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について
- 第十六 議第十二号 五條市立西吉野地区ゲートボール競技場条例の廃止について
- 第十七 議第十三号 財産（消防ポンプ自動車）の取得について
- 第十八 議第十四号 財産（水槽付消防ポンプ自動車）の取得について
- 第十九 議第十五号 平成二十一年度五條市一般会計補正予算（第四号）議定について
- 第二十 議第十六号 平成二十一年度五條市簡易水道特別会計補正予算（第三号）議定について
- 第二十一 議第十七号 平成二十一年度五條市下水道事業特別会計補正予算（第三号）議定について
- 第二十二 議第十八号 平成二十一年度五條市介護保険特別会計補正予算（第二号）議定について
- 第二十三 議第十九号 平成二十一年度五條市水道事業会計補正予算（第一号）議定について

- 第二十三 議第 二十号 平成二十二年五條市一般会計予算議定について
- 議第二十一号 平成二十二年五條市国民健康保険特別会計予算議定について
- 議第二十二号 平成二十二年五條市簡易水道特別会計予算議定について
- 議第二十三号 平成二十二年五條市老人保健特別会計予算議定について
- 議第二十四号 平成二十二年五條市下水道事業特別会計予算議定について
- 議第二十五号 平成二十二年五條市墓地事業特別会計予算議定について
- 議第二十六号 平成二十二年五條市介護保険特別会計予算議定について
- 議第二十七号 平成二十二年五條市大塔診療所特別会計予算議定について
- 議第二十八号 平成二十二年五條市農業集落排水事業特別会計予算議定について
- 議第二十九号 平成二十二年五條市後期高齢者医療特別会計予算議定について
- 議第三十号 平成二十二年五條市水道事業会計予算議定について
- 第二十四 議第三十一号 平成二十一年度五條市墓地事業特別会計補正予算(第二号)議定について

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員(十五名)

一	二	三	四	五
番	番	番	番	番
福	山	吉	堀	太
塚	口	田	川	田
耕	雅	浩	好	
実	司	美	紀	

欠席議員（なし）

説明のための出席者

市長 吉 野 晴 夫
副市長 林 勝 美
市長公室長 辰 巳 信 也
総務部長 森 本 弘 三
都市整備部長 森 本 三 司
生活産業部長 上 田 卓 司
健康福祉部長 水 脇 正 雄
上下水道部長 辻 本 衡 司

六番 川 村 家 廣
七番 藤 富 美 子
八番 池 上 輝 雄
九番 益 田 吉 博
十番 山 田 澄 雄
十一番 峯 林 宏 政
十二番 花 谷 昭 典
十三番 土 井 康 嗣
十四番 大 谷 龍 雄
十五番 田 原 清 孝

事務局職員出席者

消防長	鶴田剛
教育部長	吉田辰
会計管理者	上孝男
西吉野支所長	福井純二
大塔支所長	土井祥嗣
監理管財課長	新井健夫
企画財政課長	櫻井敬三
市長公室次長	佐古憲美
秘書課長	下村洋次
庶務課長	窪佳秀

事務局長	川西敏美
事務局次長	乾西敏
事務局係長	西峯久美
事務局主任	笹谷久美
速記者	柳ヶ瀬五美

午前十時二十六分再開

○議長（川村家廣）ただいまから、昨日の延会前に引き続き本会議を再開いたします。
 ただいまの出席議員数は、定足数に達しておりますので、会議が成立いたします。
 本日の日程につきましては、お手元に配付済みのとおりであります。

配付漏れはございませんか。――。

これより日程に入ります。

○議長（川村家廣）日程第一、一般質問を行います。

なお、申し合わせのとおり一般質問は、最初は登壇し、質問の要旨及び最初の質問をしていただき、その後自席に戻り、理事者側の答弁を聞き、その後は従来どおり自席から一問一答方式により行うことといたします。

なお、理事者側の答弁はすべて自席からいたしますので、本趣旨を御理解いただき、議会運営に御協力くださいますようお願いいたします。

また、一般質問の時間は質問と答弁を含めて九十分以内といたします。理事者各位にも御協力をお願いいたします。

十四番大谷龍雄議員の質問を許します。十四番大谷龍雄議員。

〔十四番 大谷龍雄登壇〕

○十四番（大谷龍雄）それでは、議長の許可をいただきまして、一般質問をさせていただきます。

まず質問の全項目を申し上げます。

一、市民の命と財産を守り抜く無駄遣いのない消防庁舎の今井予定地への建設について。

二、衛生センター建て替わりに伴う周辺住民の要望にこたえるための市の対応について。（一）優先順位について。（二）市及び土地開発公社所有地の

有効活用について。

三、二見保育所の休所問題についてでございます。

一番の質問の要旨を申し上げます。

御存じのように、消防署の責任と使命は、市民の命と財産を守るといふ、本当に素晴らしい、また大変重い責任を担って頑張っていたいただいております。その消防庁舎の建設が大変遅れているわけでありまして、この間、吉野市長が市長に就任後とった消防庁舎に関する態度を一通り正確に明らかにさせていただきたいと思っております。

まず、平成十九年六月四日の五條市議会開会前に、吉野市長は東中学校への音の影響とかヘリポートの確保ができないという理由で、今井予定地へ

の消防署の建設の推進を当面中止するということを、マスコミを通じて報道されました。既にこのときには今井予定地には約四億円の費用が投入されており、この吉野市長の態度に對しまして、開かれました六月議会では、複数の議員から音の調整は基準以内の最低にするという調整もできるという指摘があり、またヘリポートは五條市内約二十箇所、緊急ヘリポートがあるから必要がないという指摘もあつたわけであり、もちろん、今井予定地に建設するそれまでの議会と理事者との間の検討内容も明らかにされました。

その中で吉野市長は、平成十九年八月二十日、東中学校において音の体感調査を行いました。参加生徒八十五人中七十二人が「やかましくなかつた。」という結論を出してくれております。そして、この調査実施の結論を基に、更に九月議会でも複数の議員から予定地への建設の質問が出されたわけであり、そして平成十九年十二月の五條市議会におきましては、「消防庁舎建設工事の早期着工を求める決議」が多数の市議会議員の賛成で可決されました。そんな中で吉野市長は平成二十年七月、五條市消防庁舎整備等調査研究委員会を立ち上げまして、その委員会におきまして、消防署の本署の建設を丹原町に行いたい、そして、庁舎屋上に約一億二千万円もかけてヘリポートを造りたいと、そして、現在の本町の消防署は改修して分署にしたいということ、を明らかにして、委員会の皆さん方に諮られたわけであり、しかし、この諮られたときには市議会議長、市議会の総務文教委員長、そして、消防団の団長は欠席の状況の中でこの会議が行われたことでもあります。その後、議会におきまして、やはりこの吉野市長の丹原町に本署、屋上にヘリポート、本町の現消防署を分署にしよう、この考え方に對しまして、その後の議会でもいわゆる追求が行われませんでした。

その一つは、現在の消防庁舎の建設に当たっては、合併後、西吉野町と大塔町が一緒になっておりますので、分署のある大塔町はまず体制はとれておりますから、最低西吉野町と旧五條市を、人口と面積を視野に入れた消防庁舎の建設にしなければならぬと、吉野市長案の丹原町に建てても、西吉野町の約中心部にある城戸の西吉野支所まで行くにしても十六分かかる、したがって、まず今井町に建てて、そして、引き続き西吉野町の適地に分署を建てるべきだ、という追求が市議会でも行いました。また、屋上ヘリポートは重要な通信機器の故障にもつながり、奈良県下、全国を見ても消防庁舎の屋上にヘリポートを持っているところは、まず見当たらないという根拠も突きつけられたわけであり、その後も、吉野市長は屋上への建設をやめて、庁舎とその近くにヘリポートを造ろうという考え方に変わってきております。

そして、この現在の本町の消防署を分署にしよう、吉野市長案ではありませんけれども、この間調査させていただきましたと、あの本町の消防署の約半分の建物は昭和四十三年に建てられた大震耐震の整っておらない建物を現在まだ使っておることでもあります。そして、重要な通信機器は故障が多いために、一年間で五十回ぐらいコンピューターメーカーの職員に来てもらって、いわゆる修理しながら通信体制をとっているという状況であります。

そして、短時間で熟睡しなければならない消防職員の仮眠所は、いわゆる昔のままのオープン型の仮眠所で、個室にはなっておらないと、短時間で熟睡するためにはやはり最低個室でなければならないのは、それぞれ御家庭を持っている皆さん方はもう体験済みだと思います。しかし、いまだに五條の本町の消防署の職員の仮眠所はオープンであります。

そういう状況の中で、平成二十一年六月五條市議会へ、吉野市長は丹原町への建設を前提とした建設調査費用四百万円を提出しております。しかし、この丹原町への建設を前提とした調査費四百万円は多数の議員の承認を得られなかったという状況になっているところであります。

そういう中で、昨年五條の市議会議員選挙が行われたわけでありすけれども、この選挙前に奈良日日新聞社が行いましたアンケートの中に、五條市の消防署の建設についてはどの場所がいいのかというアンケート項目がありましたけれども、このアンケートには、立候補予定者十八名おりましたけれども、十八名中十三名が今井予定地に建てるのが望ましいというようにアンケートに答えております。そのような中、今回三月議会が開かれていくわけでありすけれども、新年度予算の本予算の中には、吉野市長は再度丹原町への建設を前提とした調査費四百万円を計上しているわけでありす。この経過から言いますと、やはり吉野市長も再々五條市の借金をなくす、無駄遣いをなくすという姿勢を表明されているわけでありすから、この消防庁舎の建設に当たっては、少しでも早く五條市民の財産と命を守るために、連絡から到着まで消防庁指針であります六分三十秒に近づく庁舎の建設という、この重要な点から言いますと、五條市の借金をなくして無駄遣いをなくすという点から言いますと、私はまず四億円を既に投入しております今井予定地に本署を建てて、引き続き旧五條市よりも大変面積の広い西吉野町の適地に、関係者と相談の上で分署を建てるということが一番適切ではないかと思えますけれども、吉野市長の答弁を求めたいと思えます。

〔十四番 大谷龍雄自席へ〕

○議長（川村家廣） 吉野市長。

○市長（吉野晴夫） 十四番大谷議員の質問にお答えさせていただきます。

今井地区は御説明のとおりでございますが、私の反対の理由は東中と約一〇〇メートルしか離れていないと、そして調査した結果です。サイレンを鳴らし、百五十七人中百五十四人が「救急車のサイレンの音が聞こえた。」ということでございます。聞こえたうちの半分の人は「やかましかった。」と答えております。

消防署をこれから建てるというときに、まず学校があるんですから、サイレンの音が聞こえないようなところに建ててあげるのが教育環境を良くするための必要なことかなと思っております。

また、通学路も消防署の前を通らなければならない。そして、高圧線も上に走っておる。そういう中で私は合併後の五條市を考え、丹原町にということでございます。

また、前市長、そして副市長は権限がありながら、なぜ執行しなかったか。何回も申しますように、権限のある小敷副市長が市長代行だったんですね。その間に執行せずに、私に「この件は慎重に」と言うて、判を押すについては顔を横に振られたように記憶しておるわけでございます。

そういう意味からも、私は学校教育のことも考え、そして消防行政も考えておるといふことでございます。

また以前から申し上げておりますように、防災の拠点となる消防庁舎でございます。これにつきましては委員会の中でも御了解はいただいております、そういう事実もございまして、消防庁舎の建設につきましては、最も有利な合併特例債を活用いたしまして、一刻も早い時期に実現したいという思いには変わりはございません。

そのためには、県立五條病院の存続に伴う周辺整備及び消防の広域化、更にはヘリコプターの効果的な活用や防災拠点の分散などを考えております。このことから丹原町へ消防庁舎の建設を行い、現消防庁舎は一部改修を行った上で、吉野川を挟んだ川北、川南に消防拠点を分散することで、更に五條市民の生命、財産を守るための強化を図ることができると考えております。

また、平成二十五年四月からは消防広域化がスタートされます。そのころに併せ早期に、しかも合併特例債の活用で建設計画を進める必要性を強く認識している次第でございます。

世界各地で地震も多発しました。そのことを思い起こしますと、震災等を考慮した防災拠点の分散や市の施策に基づく南和地域の医療問題、県立五條病院の存続に伴う周辺整備の重要性を考慮すれば、私が提案する丹原町に消防庁舎を早期に建設することが最適と考えております。

どうか議員各位には早急に消防庁舎建設のため、御理解、御支援を賜りますようお願いをいたしまして、答弁とさせていただきます。（十四番の声あり）

○議長（川村家廣） 十四番大谷龍雄議員。

○十四番（大谷龍雄） 吉野市長、消防庁舎建設に当たっての一番重要な観点が、あなたの答弁の中では抜けていると思います。一つは、この広い面積で住んでいただいている皆さん方の命と財産を守るのが一番の責任、使命なんです、消防庁舎、消防職員。五條東中学校の皆さん方には、なるほど音の影響もあります。しかし、周辺に音の影響、迷惑を掛けらんとこと思ったら消防庁舎みたいな、ほんまに建てる場所ありませんよ。みんなの命と財産を守るために、一時でも早く現地に到着せないかんからスピード上げらなあかんわけです。スピードを上げるときには、事故起こさんように

音を鳴らさなかんわけです。音鳴らさんと救急車みたいな走られません、法律上言うても。東中の皆さん方に迷惑掛けるかもわかりません。それと全市民の命と財産を守るこの観点、どちらが優先させなませんか、こんなもうわかってますやろ。音の迷惑掛けても命には余り影響はありませんよ。しかし、やっぱり消防車両、救急車両は音を出しながら走らなかんわけですからね、全く迷惑掛けらんとやれるような職務ではないわけです。だから、あなたは重要な観点を見失って、東中の皆さん方の迷惑のことはかりにとらわれていたんでは、責任ある消防庁舎の建設はできないというふうに私は思いますね。

吉野市長が音の調査をやりましたから、その結果を吉野市長、今答弁ありましたね。ところが、吉野市長の数字は、毎日学校で勉強していない人の数も入っているわけです。毎日学校で勉強している生徒の人数は、あの調査のときは八十五人だったんですね、参加者は。八十五人の生徒の中で「やましかつた」というのは十三名、「やかましくなかつた」というのは七十二名。毎日学校へ行っていない大人や役員関係者の皆さん方の声と、毎日学校で勉強せないかん生徒の声と、どちらを重要視させないけませんか、それもはっきりしていますわな。なんぼ大人の皆さん方が聞こえたというふうに言うても、毎日学校で勉強している生徒の皆さん方の大半が「やかましくなかつた」ということであれば、子供さんの声を信用したらええんと違いますやろか。そしてもう御存じのように、学校の時間は、そんな六時以後、まだ勉強していることはほぼないんです。クラブ活動はあるかしりませんけれどね。消防署は二十四時間です。そしてやはり夕方以後、夜中にかけての出勤も多いわけです。学校の皆さん方の音の影響は朝から夕方六時ぐらいまでだけなんです。そして、学校の生徒の皆さん方もクラブ活動でのけが、病気もあります、最近の子供さんは。そういうときには近くにあなた方がまた学校の生徒の皆さん方の命と健康を守る上において、大きな役割を果たせるわけです。

だから、この全市民の命と財産を守る、この目的を達成するための庁舎の建設の場所、これを最重点に考えるならば、やはり吉野市長の場所は、「帯に短したすきに長し」というんですか、お金をかける割には、目的が、今井町へ建てるよりも達成されないということになるん違いますか。

そして答弁の中で、五條病院の存続に有利になると、奈良県の消防広域化にも備えて丹原町に建てるらんかんと言っていますけれども、今井町に建てることと丹原町に建てるその違いが、五條病院の存続にどういう有利な影響があるのか。奈良県の消防広域化に向けて、なぜ今井町よりも丹原町に建てるらんかんのか、その点ちよつと答弁してもらえますか。

○議長（川村家廣） 吉野市長。

○市長（吉野晴夫） 何度も申しますように、人命、財産は大事でございます。それと同等ぐらいに子供の教育も大事でございます。これから建てるんだから、なぜ学校の一〇〇メートル前後ぐらいの近くに建てるんやということ。子供の通学も考えたれよと。そして、今のところは現消防庁舎もあって、

どうか安全は守られておると思います。その庁舎も置いておくということでございます。それが余計なことだとおっしゃるんだったら、先ほど西吉野にも分署というようなお話はナンセンスですね。そして、五條病院の存続のためには、近くにやはり救急搬送できるヘリポートも当然必要かなとは思っております。

そういう意味合いで、丹原町が適当である、広域化の中でもすべての面で適当である。無理に学校教育を妨げるようなところに建てる必要はない。私は安全と子供を守ります。そういうことでございます。(二十四番の声あり)

○議長(川村家廣) 十四番大谷龍雄議員。

○十四番(大谷龍雄) この間、五條病院のある責任者に五條病院の存続問題が今騒がれているのかというふうに聞かせてもらいました。存続という議題ではありませんけれども、医師不足、そして財政問題で大淀病院、吉野病院が続くか続けれないかというような状況にあるから、何としてもこの五條、吉野郡の医療体制を守るために五條病院のこれからの在り方を充実の方向で検討せないかんと思っているというのが、五條病院関係者の声ですね。そして、ヘリポートは近くにあった方が五條病院はよろしいですかと聞いたたら、あんな音と風圧の高いやつは余り近くにあるのはいいことないという意見ですわ。今現在でも五條病院のちよつと斜め上に行ったらですね、野原中学校、野原小学校があつてどちらかで緊急ヘリポート、到着できるんですよ。降りられるんですよ。ちよつと横に健民グラウンドがあつて、そこでも緊急ヘリポートの指定になっているんですよ。それよりもまだ近くへヘリポートを造るといことですか。丹原町やったらまだ遠くなりますよ。丹原町よりも五條病院に近いところに野原小学校、中学校、健民グラウンドがあるんですよ。これでもまだ不十分ですか。吉野市長、ヘリポートだけ丹原町に造らんと五條病院のもつと近くに持っていかなあかんようになりますよ、あんたの理屈やったら。丹原町よりも近いところに緊急ヘリポート二箇所もあるんですよ。こんなん足し算、引き算の関係ですわ。誰でもわかりますね。

それと広域連合、県の消防広域との関係を質問しましたけれども、余り答弁がなかったと思うんですけどもね、私の方から言いますと、県の消防が広域化になったら、指令が一本になりますわね。だから、それと同時に、救急活動も救援活動も協力し合いのできる体制になるわけです。しかし、五條周辺の自治体で何にも災害のないとき、五條で大きな火災やら事故があつたときは、そりや救援体制を指令として出したら救援に来てくれませんが。しかし、予想される東南海・南海地震とか、こんなもし地震があつたら、五條だけがその影響あつて、その近くの下市や大淀やら御所はないと言えませんか。この地震は範囲が広いですからね。そういう場合には、大淀でも下市でも御所でも自分のところの住民の命と財産を守る救急活動に追われて、五條市にそんなん支援に来てくれるかどうかわかりませんよ。だから、基本的には、五條市民の命と財産を守る体制はまず五條でとつておいて、

大きな地震が来てどうしてもしゃあないときには、いわゆる来てくれへんかわかんけれども要請をかけると、助け合いをするというのが、この間の日本の国内で起こった地震の救援活動、外国で起こった救援活動の救援支援体制になっているんじゃないですか。だからまず、県の消防の広域化ができるかもわかりませんが、まず五條市としては、五條市の責任で五條の市民の命と財産を守る体制を基本的にはとっておくというのが大事だと思います。

まあこういうことは、今初めてやなしに何度も、この一年以上の議会の中で、それぞれの議員も私も明らかにしてきているわけでありませうけれども、理解しておられるのかどうかわかりませんが、答弁は余り具体的な根拠のある答弁ではないわけですね。

吉野市長、ほんまに真剣に五條市の借金をなくし無駄遣いをなくそうというふうに、あなたが考えているんやったら、四億円も投入して確保している用地にまず建てて、今井町に建てても西吉野町の中心部までは二十分くらいかかりますからね。早く皆さん方の命と財産を守ることには、なかなか遠のきます。だから本町の現消防署を分署にするんやったら西吉野町の適地に建てるといのは、五條市民全体の命と財産を守る消防庁舎の適切な配置ではないですかと申しているんです。

本町の消防署の内容を申し上げましたけれどもね、ああいう内容になってきている現在の本町の消防署を改造して、お金を使ってするんやったら、その分で西吉野町の方へでも分署も建てることに近づいてきますわね、そうです。だからやはり消防庁舎の建設に当たっては、一番重要な、この広い面積で住んでいただいている全市民の命と財産を守るといこの目的を達成させるための消防庁舎の建設の位置、この観点をやはり吉野市長、もう少し正確に持つてもらわなあかんのではないかなと思いますね。

だから同じことを言いますが、まず四億円投入した今井予定地に建てて、引き続き西吉野町の適地に建てるといことを強く求めておきたいと思えます。

次にいきます。

二、衛生センター建て替えてに伴う周辺住民の要望にこたえるための市の対応について。

(一) 優先順位についてでございます。もう御存じのようにそれぞれの議員さんからも意見が出されておりますように、やはりほかの議員さんも言われておりましたように、まず改築するこの時点においては最少の費用で最大の効果の上がる施設にしなければいけません。だから昨日、それぞれの議員さんからもありましたように、近くに県の下水处理場がありますから、最大限この処理場の活用をさせてもらうというこの点と、そして今、吉野町の分も処理するという事になっておりますけれども、基本的な計画を立てる前にもう一度、吉野町に確かめる、確認をするということが、私

は大事だと思えますね。吉野町の議員、理事者の中でもいろんな意見があることを私も吉野町の選挙前に吉野町に行かせてもらって聞いております。いよいよ大きな金を使って、五條市の処理センターを造らないかんわけですからね。吉野町についても、もう一遍確認しておくということを強く求めておきたいと思えます。

その中でやはり改築につきましては、周辺皆さん方の御要望に誠実におこたえするというのをやりながら改築するのが大事であります。したがって、この間、二見自治会それぞれから要望が提出されております。皆さん方から頂いたこの資料を基に、主な要望を申し上げたいと思えます。

その一つは、衛生センターという名称を変更してほしいという御要望ですね。そして、実施設計が完成した後は、工事に取り掛かる前にもう一遍地元周辺の皆さん方に説明してくれということですね。それから、災害時避難場所を兼ねた多目的広場を造ってほしいという、こういう御要望。それから、もちろん新しく建設する施設はにおいの出ない施設にすると同時に、稼働後も臭気の測定を最低年二回実施して自治会に報告するという御要望とかね、それから、やはり重要なことは、新しく建設する場合には、やはり二見地区の保育所問題を解決できるような、具体的には保育所、幼稚園を兼ねて同時に避難場所とできるようなそういう施設を造ってほしいと、それができるまでは現在の二見保育所を休所しないでほしいという、この御要望ですね。衛生センター建設に当たっては、そのほかたくさん、四十ぐらいの要望が提出されておりますけれども、主なもの申し上げますらう皆さん方の切実な要望が出されていますから、この御要望に誠実におこたえせないかんというように思いますけれども、やはり五條市の財政状況もありますから、おこたえする優先順位をある程度整理せんいかんのではないかなと思うんですね。その整理の分け方については衛生センター建設までにおこたえしなければならぬもの、もう一つは衛生センター完成と同時に実現しておかなければならない御要望、もう一つは年間計画的におこたえしていかねければならないもの、もう一つは五條市の財政状況からすれば長期の検討をいただいて検討を続けていかねければならないものという、いろいろこの財政状況から言えば、優先順位を付けさせてもらわなければならぬのではないかなというふうに思いますけれどもね、市長として二見地区の御要望におこたえする優先順位を聞かせていただきたいというふうに思います。

○議長（川村家廣） 吉野市長。

○市長（吉野晴夫） 十四番大谷龍雄議員からの一般質問につきまして、自席から失礼してお答えいたします。

二見地区自治連合会から昨年十月に要望書の提出がありました。その内容につきましては、同月に開いていただきました厚生常任委員会において説明をさせていただきました。市で要求にこたえるもの、他機関に協力をお願いするもの、やむを得ず断るもの等、仕分けを行い、昨年十一月に回答したところでございます。しかしながら、いろんな要望が全部解決したわけではございません。まだ、いろいろと話し合いということもあるのかとは思

っております。

その中で市が直接取り組む内容として、二自治会の集会所のバリアフリー化等の改修工事と、四自治会共通の要望であった公園整備について、市として前向きに取り組む事業とし、回答をいたしました。

また後日、二見地区水利組合から周辺水路及び道路の整備について、二見地区自治連合会から二見文化体育センターのバリアフリー化の要望がありました。今回、公園整備を行うに当たって、場所や規模等を検討する目的で、担当課において予算計上させていただきました。

以上で答弁とさせていただきます。(二十四番)の声あり)

○議長(川村家廣) 十四番大谷龍雄議員。

○十四番(大谷龍雄) いろいろと誠意を持っておこたえしなければなりませんけれども、優先順位につきましてはやはり考えておられるということですが、私の方から二、三指摘しておきます。まず衛生センター建設までにおこたえしなければならぬものとしては、一つは名称の変更をしないのかというお返事、そしてもう一つはこの実施設計ができたらず工する前に事前の説明、これもやはり事前におこななければなりません。そしてにおいの出ない施設になるのかどうかというこの御要望にもおこたえなければなりません。またにおいの測定を行った後々、報告せよということにも、やはりこれらのことは事前におこたえしておかなければならないかなど。衛生センター完成と同時に実現しておかなければならないのは、やはり抽象的な表現で要望書になっておりますけれども、衛生センター周辺に植林をして、中の施設を見えないように、気持ちのいい緑で囲むという、これはやはり完成と同時に実現できるようにその段取りにおこななければならないのではないかと、ふうに思います。

その後、大変大きな御要望もありますので、答弁にもあつたようにお返事させていただくのは大変時間がかかるというものもありますけれども、市長の答弁の中で集会所のバリアフリー化、公園の公園施設の建設というものが出てきていますけれども、これらのことにも誠実におこたえさせてもらわなければいけませんけれども、用地を必要とする御要望、施設を必要とする御要望につきましては、現在川端町周辺にございます五條市の用地、建物、土地開発公社の用地等々を、こういうものがあるということを説明して、これらの用地、公共施設を有効に活用していただくということに本当に市長として、また関係理事者として本腰を据えていただくことが必要じゃないかなと思います。なぜかといいますと、五條市のいわゆる財政も厳しいですけれども、土地開発公社の財政も借金に追われて歳入がないということ、一般会計から十億円ですか、一般会計というよりも水道会計からですか、一般会計からもなんぼか入れていると思えますけれどもね。そんな状況ですから、やはりこの五條市の土地開発公社の用地が、ばく大な用地がここにあるわけですからね。この用地の活用で皆さん方に御理解いただいたら、公社の借金問題、五條市の借金問題の解決のことにもつな

がっていきますからね。一石二鳥ですからね。これに本腰を据えて有効活用できるように二見地区の皆さん方をお願いすべきではないかと、五條市のこの川端周辺にある市の用地、土地開発公社の用地を、私が調べた内容を明らかにしておきますよ。

やはり一番大きな広い面積は、土地開発公社の用地です。大体大きく分けて四箇所に分かれていますね。その中でも一番広いのは、国鉄の貨車を止めてありました貨車のいわゆる駅舎周辺、ここに土地開発公社の用地ありますけれども、これは大体長さ三四〇メートル、幅の一番狭いところで二〇、一番広いところで五〇メートルもありますね。これ面積一四、五〇〇平米あるんですよ、これ。次に広いところを言いますと、いわゆる現在昔の二見温泉前ですね、現在のローズ前、今田興業前ですね。ここに長さ二三〇メートル、幅一番狭いところで九メートル広いところで一二メートル。面積二、七〇〇平米。これも広いですよ、私もこの目で確かめましたけれども。もう一つは、いわゆる五條市の衛生センターと県の吉野川浄化センターの前にあります公社用地です。これは長さ三〇〇メートル、幅一番狭いところで六から一番広いところで一五メートル、この面積が三、五〇〇平米です。最後にもう一つ土地開発公社の用地ですけれども、ちょうど県の浄化センターの斜め手前ぐらいです。二見の集会所があって、その次に個人の皆さんの住宅があつて、その続きの公社用地ですけれども、長さ七五メートル、幅一五メートル、面積一、一〇〇平米、これを四つ足したら面積二一、八〇〇平米あるんですよ、これ。こんな用地を必要とする公園やら多目的広場が少々広くても、この四つぐらい活用したら文句なしに実現できますよ。だからまずこの土地開発公社の用地を活用するということが基本方針として据える必要があります。

それとこれ以外に明らかにしておきますけれども、川端児童公園の近くに市の公共用地ありますね、これはちょっと狭いです。横五メートル幅六メートルぐらいで現在五條土木が資材置き場に利用しています。だからこれも児童公園の続きですから、有効な土地活用できますわね。それともう一つは、ちよつと場所は離れますけれども、旧二見公民館、これは有効活用せなあかんのちやいますか。これは市の財産ですからね。今申しあげましたように、これだけの、五條市の、土地開発公社の、財産があるわけですからね、今市長の答弁にありましたように、公園施設、多目的広場の施設等々また中にはパークゴルフ場というのも要望にありますけれどもね、少々のもんでもこの用地でおたえできるんじゃないですか。

パークゴルフ場にこたえるべきやという意味ではありませんけれどね、その件で私の調べを明らかにしますと、現在近くでパークゴルフ場を持っているのは大淀町ですね。これは、教育委員会の生涯学習課が担当しています。聞きますと、現在のパークゴルフ場は七、〇〇〇平米ですわ、大淀は。しかし皆さん方に人気があつて、五條市からも来ていただいていますということで、大淀町の周辺からも利用する方が多いらしいですね。だから今度は約倍の一三、〇〇〇平米に広げるらしいです。これでも今申し上げましたように、現在の七、〇〇〇平米でも十分試合のできる、楽しんでいただける広さだということです。だから、こういう施設を造るにしても、先ほど明らかにしました土地開発公社の用地等々を十分活用していただけますね。

もう皆さん方の要望の中で、用地を必要とする要望には、今明らかにした土地開発公社の用地、私有地、元二見公民館の活用に基本的な考えとして私は堅持して御要望におこたえすべきではないかと思えますけれども、市長、五條市の土地の有効活用について答弁してくれますか。

○議長（川村家廣） 吉野市長。

○市長（吉野晴夫） 大谷議員の質問につきまして、自席から失礼をしてお答えいたします。

今おっしゃった土地については把握しております。ただ、地籍調査とかはしておりません。これは、これからしていかなければならないと、また周辺、いろんな要望がございます。それについていろんな調査、周辺の環境ですね、それをしていかなければならない。また、隣接地に住宅地もございませす。その人らの意見も聞いていかなければならない。そういう意味で、当然公社の土地を利用しながら、利用するために環境周辺の調査をするということでございますので、まだ地籍も調査していませんので急いでそれもしていかなければならない。これもやはり建設に向かつての環境整備の一環かなと思っております。できるだけ公社の土地を利用していくがために環境調査をしていくということでございます。（十四番の声あり）

○議長（川村家廣） 十四番大谷龍雄議員。

○十四番（大谷龍雄） 答弁の結論は、土地開発公社を最大限有効活用するということでしたからね、これで進めてもらったらいいわけですが、本当にもう、ここでも、やはり五條市の借金を無くして、健全な財政にするそのやり方の中で二見の皆さん方の御要望に誠意におこたえせないかわけですからね、もう何遍も言いますように、この土地開発公社の有効利用、市の公共用地の有効利用、元二見公民館の有効利用、これを基本に皆さん方の御要望におこたえするように強く求めておきたいと思えます。

次にいきます。

二見保育所の休所問題です。先日、それぞれ関係議員から質問が出されておりますので、重ならんように言いますけれども、この間、私が二見地区の皆さん方の幼児、児童の人数を調べさせてもらいました。そして去年の九月三十日現在の調査ですけれども、その時点で二見地区には五歳の方が十三名、四歳の方が十三名、三歳の方が十六名、二歳の方が十七名、一歳の方が二十三名、ゼロ歳の方が二十名と、この状況なんです。だんだん減るんじゃないんです。だんだん増えてくるんです、これ。昨日の答弁聞いておいたら、来年の入所者の人数とその次の年度ぐらいのことしか答弁していませんけれどね、こんな若い皆さん方にできるだけ大事な子供さんを出産していただいで、この五條市に住んでいただくという、この重要で大変困難な目標を実現しようと思えば、やっぱり二見地区にどれだけの子供さんがおつてくれるのかという調査の期間は、向こう二、三年ではなしに、最低五年以上せなあかんの違いますか。この五年間で見たら、だんだん増えてくるんですよ、これ。牧野、二見地区は、ほかの地区とは異なり新しい集合

住宅、マンションが建っておりますので、ほかの地区とは違う統計が出ています。ゼロ歳二十人、一歳二十三人です。二見保育所は三、四、五歳の受入れですからね、まあ来年と再来年はちよつと少ないかわりません。しかし、三年後、四年後となれば、一クラスだけでも二十人以上になるんです。この私の調査の数は間違っているというんやったら言うてくれたらいいですけどね、皆さん向こう四、五年の調査したんかどうかね、ちよつと聞かせてもらえますか。

○議長（川村家廣） 吉野市長。

○市長（吉野晴夫） 調査なされたことは、うちの方も把握しております。ただ全体といたしまして、少子高齢化、子供が減っていくということは事実でございます。全体を見て、そして考えていかなければならない。そして、二見地区のみならず五分余計に走るからと言って、遠い近いは五條市内の中はないだろうと、そして数的には非常に幼児の受入れ施設は多すぎるということも踏まえて、昨日、田原議員がいみじくも言うたように、全体を見て考えたらどうやと、これは五條市全体というんじゃなくて二見地区、阪合部もあの辺全部を考えてだということふうにとらえたわけでございますけれども、その意見は今後参考にさせていただきます。ただ、二見地区のみに再園ということはなかなか人数がおっても、その園に行くのはいろいろと自由でございます。格差もございいますから、私はやはり判断といたしましては正しかったんじゃないかなと、そのように思っております。

ただ全体といたしましては少子化に向かつておるし、一つの大きな地域として新しく考えていくというのは結構なことかなとこのように思っております。（「十四番」の声あり）

○議長（川村家廣） 十四番大谷龍雄議員。

○十四番（大谷龍雄） 行政を預かる私たち政治家として、今国も県も五條市もやっぱり全力を挙げているその課題の一つですわね。だから全体として、少子化が進んでいくという状況は、現在までの状況ははっきりしておるわけです。しかし今国も県も五條市も打つべき手立ては、この少子化を食い止めるために、もっと子供さんをほしいと思っておられる方には安心して産み育ててもらえるような、出産してもらえるような、いわゆる手立て、少子化を食い止める手立てです。手立てを今一生懸命考えているわけです。今の答弁やったら、減っていくのは目に見えていると、だから幼稚園の休所、廃止、統合やと。答弁の中には、この少子化を食い止めるためにどうしたらええかというその対策が入っていないんですね。吉野市長、あなたの答弁の中には、対策が。御所の幼稚園、保育所の数と比較して五條は多いと言いましたけれどね、御所の皆さん方の保育所まで行く距離と五條の皆さん方の保育所へ行く距離、全然違いますよ、そんなん。面積が違います、面積が。幼稚園、保育所の統廃合を去年吉野市長あなたが出されたときに、皆さんの意見がありましたように、お母さんが働いているところは、送り迎えはお年寄りが歩いたり自転車で行っているんですよ。あなたの答弁みたいに、

距離は関係ないやろって、それではこの五條市に子供さんをちよつとでも多く出産していただいて、若い人に住んでいただくという目標はもう遠のくばかりです。

これから農業も重要視されておりますけれども、肥料やらんところが悪いからもう次は作らないと、これと一緒にですわ。肥料やらんことには何にも良くなりませんよ。肥料やらんでも良くなる方法があれば、それが一番よろしいですけれどね。そもそも少子化問題は大変難しい、粘り強さが必要違いますか。

吉野市長の答弁の中には、子供さんが減っていく状況だけで、それを食い止めるためにどうしたらいいかということが入っていないんですね。保育所が少なくなっていくますけれどね、何とか子供さんを多く作っていただいて、育てていただくためにも保育所を最大限ギリギリまで残していくという、今このことが求められているんじゃないですか。それが農家という肥料になるんじゃないですか。先になくしてしまったら、二見に住んでいただく人がなくなり、全体でいうたら五條に住んでいただく人が少なくなるわけです。みんな若い方々は子育てのしやすいところ、税金の安いところ、よく研究していますからね、何千万とお金を出して買った家があつたかつて、みんなまた売り払って出て行きますよ。みんな必死なんです。五條市の財政も大変ですけれども。だから消防庁舎のことでも指摘しましたけれども、解決する重要な対策が、吉野市長、あなたの答弁には、私は抜けているということを指摘したいというふうに思います。

したがって、来年、再来年は吉野市長が去年やった急激な幼稚園、保育所の統廃合問題の影響で二見に子供さんがおりながら、二見以外の保育所にやられる方がかなりおります。しかしここで辛抱して、一生懸命保護者の皆さんとも議員さんとも検討されて、対策を考えていくならば三年、四年後にはこれだけの全部が二見保育所に来てもらえるかどうかはわからないとして、基本的には二十名以上の幼児が一学年でおるわけですからね、不安定な政治経済状況の中でも最低五年や十年先を見て考えていかなあかんの違いますか。二十年、三十年先というのは今この状況では見えにくいですが、だから数字として、あと三年、四年待てば一学年で二十名以上の方々がおられるのは、はっきりわかっているわけですからね。休所せずに粘り強くひとつ関係者と検討していくことを再度求めますけれども、答弁してもらえますか。

○議長（川村家廣） 吉野市長。

○市長（吉野晴夫） 二見保育所の休所問題について御説明を申し上げます。

今年度、保育所の統廃合に向けての進め方を再検討させていただき、少子化の進行に伴い適正な集団の形成と児童に望ましい保育環境を整えることが難しい保育所につきましては、休所もしくは廃所する方向で進めていくことといたしました。

二見保育所におきましては、平成二十一年十月一日現在、定員九十人に入所児童は二十三人で、充足率は二五・五パーセントであり、平成二十二年三月に十一人が卒園し、残る児童は十二人となり、平成二十二年四月からの新規入所を見込みましても、平成二十二年度入所児童は十六人程度となる予定で、各クラス三人から五人程度の予定であります。

このような状況から二見保育所は、適正な集団の形成と児童に望ましい保育環境を整えることが難しいと考えられるため、平成二十二年三月三十一日をもって当分の間、休所することとさせていただきます。

また平成二十一年十月初めより二見保育所の保護者の皆様に休所の説明をさせていただき、また要望事項にも誠意を持って対応させていただき、休所することに御理解をいただきました。

平成二十一年十二月十四日付けで、二見地区自治連合会会長並びに二見地区社会福祉協議会会長の連名により、「二見保育所の休所の中止を求める陳情書」をいただきましたが、十二月十七日に兩名と面談し、休所を中止する意向のない旨をお話させていただきました、また十二月二十四日付け文書でも休所を中止する意向のない旨、回答させていただきました。

以上、二見保育所を休所するに至った経緯でございます。御理解を賜りますようお願いを申し上げます。（二十四番の声あり）

○議長（川村家廣） 十四番大谷龍雄議員。

○十四番（大谷龍雄） 今答弁ありましたけれどもね、いわゆる保護者の皆さんは急に集まってそういう資料突きつけられたらね、そんな反論はできないです。しかし、我々議員は保護者の皆さん方の意見も聞きながら、何とかして二見、五條全体を、若い人が住んでいただく五條市にするためにという、この課題を解決する責任を持っているんです。だから保護者の皆さん方に納得していただいたと言いますけれども、休所議案も議会へ出さずに、議員の皆さん方の意見もほとんど聞かずに、今回まで進めてきたわけですからね。このやり方は、今回のやり方も、去年の保育所、幼稚園の統廃合あの急激なやり方も、決して五條市の少子化を解決していくという真剣な態度とは、私は見受けられないと思いますね。だから今からでも、休所を食い止めて、再度今私が明らかにしたように三年、四年後にはもう一クラス二十人もいてくれるわけですからね。二十人以上。はっきりしているわけですからね。もう少し五年、十年先のところまで調査して、真剣に五條市のまちづくりを考えられるように強く要求しまして、私の質問を終わります。

○議長（川村家廣） 以上で十四番大谷龍雄議員の質問を終わります。

一般質問が終わりました。

○議長（川村家廣） 日程第二、報第一号を議題といたします。
事務局長に件名を朗読いたさせます。

○事務局長（川西敏美） 報第一号 平成二十二年五條市土地開発公社の事業計画、予算及び資金計画の報告について。

○議長（川村家廣） 報告を求めます。新井土地開発公社事務局長。

〔土地開発公社事務局長 新井健夫登壇〕

○土地開発公社事務局長（新井健夫） おはようございます。

ただいま上程いただきました報第一号 平成二十二年五條市土地開発公社の事業計画、予算及び資金計画の報告について御説明申し上げます。
お手元に配付しております平成二十二年度の事業計画、予算及び資金計画書を御覧いただきたいと思っております。
それではページから御説明申し上げます。

〔一〕の一般用地取得造成事業計画につきましては、新規事業はございません。

〔二〕継続事業につきまして、今井島台工業団地の計画事業費九十二万三千円でございます。これは、借入金の支払利息と管理経費でございます。
次に、二ページの公共用地の取得事業計画でございます。

〔一〕の新規事業といたしまして、一般国道二四号五條地区歩道設置事業（三工区の二）であります。

これは平成二十一年度から行っております国の依頼を受け、国道二四号の拡幅事業用地を国に代わって公社が先行取得するもので、二十二年度は計画事業費といたしまして二億七千八百万円でございます。

内訳といたしまして、用地買収費と補償費を含めた用地費二億七千八百万を計上しております。

ここで一般国道二四号五條地区歩道設置工事三工区について御説明を申し上げます。

本事業は本陣交差点から二見三丁目市道二見一―号線、県の浄化センターの進入路との交差点までの区間を五区間に分けて用地買収を行うもので、一工区、二工区については国が直接順次用地交渉を進めております。

三工区から五工区までを公社が用地国債によりまして先行取得することになりました。今年度は用地国債の二年目にあたり、三工区L三〇〇メー

トル裁判所進入路から二見一丁目の川端線の交差するところまでで、この区間を二十一年、二十二年の二箇年ですべて買収するもので、国の用地費は全体で約六億円になっております。

〔二〕の継続事業費でございますが、一、二見公共用地から三ページの十一、一般国道二四号五條地区歩道設置事業（三工区の一）までにつきましては、借入金と支払利息、管理経費を計上しております。

次に、四ページに、平成二十二年度の予算について御説明申し上げます。

収益的収入及び支出、収入の部につきまして、第一款土地開発事業収益八千二百九万四千円で、そのうち第一項事業収益七千九百十三万三千円につきましては、道路改良事業用地、市道五條吉野線一・二・七五平米、四百十三万二千八百二十五円と一般国道二四号の四年間の年度割額の七千五百万円をそれぞれ売却する計画でございます。

第二項の事業外収益二百九十六万一千円につきましては、JR五條駅前駐車場の駐車場収益及び預金利息と公社用地の使用料を計上しております。

次に、支出につきましては、第一款土地開発事業費九千二百三十九万八千円で、そのうち第一項事業費用九千八十五万一千円は事業収益で申し上げます。また道路改良事業用地五條吉野線及び国道二四号五條地区の歩道設置事業（三工区の一）の売却原価及び一般管理費を計上しております。

第二項事業外費用百四万七千円は、JR五條駅前の駐車場の管理経費でございます。

第三項予備費、これは五十万円でございます。

次に、五ページの資本的収入及び支出について御説明を申し上げます。

収入の第一款資本的収入三億四千四十三万四千円で、そのうち第一項借入金三億三百万円は、事業計画で申し上げます国道二四号五條地区歩道設置事業費三工区の二の先行取得に伴う借入金でございます。

第二項利子補給金三千七百四十三万四千円は、支払利息の全額に対し、五條市の一般会計より補助を受けているものでございます。

次に、支出について、第一款資本的支出三億九千九百三十六万八千円で、そのうち第一項用地取得造成事業費三億二千八百八十六万八千円は国道二四号五條地区歩道設置事業用地の用地取得費及び補償と各事業用地の支払利息と経費となっております。

第二項、借入金償還金六千九百五十万円は国道二四号五條地区歩道設置事業費（三工区の一）の用地売却に伴う借入金償還金でございます。

次に、長期借入金につきましては、新規事業（国道二四号五條地区歩道設置事業（三工区の一））に伴いまして前年度と同額の三十五億円といたしております。

次に六ページの平成二十二年度資金計画につきましては、先ほどの予算で御説明申し上げましたので、内容説明は省略させていただきます、年度末の受入資金、支払資金の差、一千七百四十九万四千円は翌年度への資金繰越予定額となっております。

次に、七ページ以降につきましては、予定貸借対照表、損益計算書につきましては、説明を省略させていただきます。以上で報告を終らせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（川村家廣）報告が終わりました。

これより質疑に入ります。（「十四番」、「五番」の声あり）十四番大谷龍雄議員。

○十四番（大谷龍雄）同じことを聞いてあれですけども、一般会計からの補助金は幾らということになっておるのか。

それともう一つは水道局、それ以外の補助金は受けていないかとかね、受けておたら幾ら受けているのかちょっと明らかにしていただきたい。それとね、説明の中で国道二四号拡幅に関する用地買収を言われていましたけれども、国道拡幅は県・国の事業だと思わなければならない、そういう国・県の事業に関する用地買収まで五條市の土地開発公社が先行取得しているのかどうかですね。ちょっと正確に答えていただけますか。

○議長（川村家廣）新井土地開発公社事務局長。

○土地開発公社事務局長（新井健夫）自席から失礼して大谷議員さんの御質問にお答えいたします。

まず一点、市からの補てんということでございまして、市からの補てんとしては、三千七百四十三万四千円を予定しております。

二点目につきましては、借入金、五條市水道局の方から二億円借りております。それと五條市基金の方から約十億円借りております。

三番目、土地開発公社の方で先行取得を受けている理由といたしまして、一工区から五工区までございまして、一工区から二工区までを国が直轄しております。それと並行して三工区から五工区の用地を早く確保したいということで、事業がスムーズに進みますように五條市の方で公社が受けて行っております。それにつきましては補償費のほかにも事務費とか頂いております。

以上です。（「五番」の声あり）

○議長（川村家廣）五番太田好紀議員。

○五番（太田好紀）少しお尋ねしたいんですけども、土地開発公社の全体見た中で野鳥の森の事業費が四箇年計画でお金を減らすということでこの事業をやっておりますけれども、その内訳はどこに載っているのかを説明願いたいと思います。

○議長（川村家廣）新井土地開発公社事務局長。

○土地開発公社事務局長（新井健夫） 自席から失礼して太田議員さんの御質問にお答えいたします。

御指摘のとおり野鳥の森の用地買収につきましては、二十二年度も大変厳しい予算編成になっておりますので、担当課とも協議し、理事者とも相談しながら公社の健全化計画に基づいた運営を今後行ってまいりたいと思っております。

以上でございます。（「五番」の声あり）

○議長（川村家廣） 五番太田好紀議員。

○五番（太田好紀） 健全化計画に基づいてと言うてね、これ四年でやるということをやっているから、当然四年間の中では約十億近くのお金を、昨年度で五億ぐらいですか、あと五億ぐらい残っているわけですよ。それを毎年、当初予算に載せんと言うて、計画に於て今回載せないっていうこと自体がおかしいんじゃないですか。今年だけ飛ばすわけですか。そして最終の年度に、それだけ五億をここに予算を載せるわけですか。そんな、当然事業計画が四年でやるということで決まって、そして毎年そういう形でやっていったら今回これ載っているって、どこに載っているのかなという、私ちよつとそれまあ勉強不足やったんかわかりませんが、載っていないので、なぜ載っていないのか。

今そういう理事者もしたって言うけれどね、当然四年計画であって、毎年四年間にちゃんと分散してやっていくのが当然なこの予算の仕組みじゃないんですか。今年だけ載せないということで、ほんだから来年ぼつとそのやつを載せるわけですか。当然事業計画いうて予算に載せてやっていくのが当たり前の話やと私は思うんですけれども、財政が苦しい苦しいなって、ほんだから来年もやめて、この事業は四年間でやるつちゅうやつは、もうほんだから来年もしないということですか。いやまあ、そこは聞いてもええけど。そこら市長答弁願いたいと思います。

○議長（川村家廣） 吉野市長。

○市長（吉野晴夫） 当然計画に基づいていろいろとやっております。私も五百二十億の借金、こんな計画じゃなかったやつが五十数億返しました。計画変えて申し訳ございません。そういうような意味で、進むべきときもありますし、ちよつと足踏みするところもありますので、太田議員の言うことを考えて、今後の予算編成勉強させていただきたいとそうように思っております。（「五番」の声あり）

○議長（川村家廣） 五番太田好紀議員。

○五番（太田好紀） あの市長ね、足踏みとかそんなこと言うてないんですよ。別にそんなね、四年計画で事業計画になって野鳥の森をするということ、それをどないかして返済しようということ、これを事業で私らも了解したわけですよ。四年間でやるんだから当然毎年の当初予算に計画をもって、その四年間に割り振りをしてやっておるんです。今回だけ載ってないということは足踏みもくそもないですよ。今財政苦しいって、どっちにしろ最終

年度には全部予算を、あと残りの五億をぼつと載せるわけですか。ちゃんと事業計画に応じてそれだけをやっぱり予算計上すると。まさかこんなことを補正予算ですという馬鹿げたことはないと思いますけれど、市長のやり方じやもうまるつきり詐欺師ですよ。というのは、当初予算は抑えて、私はこれだけ抑えた抑えたと。それと一般市民にもそれだけ初め百八十億あつて百七十億、百六十億、今年はまだ百五十億と、口ではいいこと言っていますよ。みんな市民の人はそれをうのみしている。結果、決算ということは市民一切知りませんよ。補正でどんどんお金膨れ上がっているでしょう。もうまるつきり私は、市長のやり方は詐欺師だなど。みんな当初予算のことはこれだけやったと言っけけれども、決算のことって一切みんな知らないです、一般の人は。議員は知っていますよ。だから、当初予算というのは年間の事業すべてのやつを、突発的な緊急性とかそういうときの補正予算はわかりませんが、そやから補正、補正したらええという、そういう認識のね、それとこの予算というのはどれだけ大事だということをまず市長はわかっていないというのが、だから私のこの新聞にも補正予算ってこういうことですよってね、それを市長から見ただけのことですよ。市長はわかっていないということで、あれは市長に見てもらいたいがために私は書いたわけですが、余りにもやり方がずさんすぎる。そして、理事者と担当者やけれど、公社の局長になりますんかな、私言っていること間違っていますか。当然四箇年計画でその公社の三十億という借金をどないか減らそうと、その中で野鳥の森、こんなんほんと言ったら必要ないんですよ。でも国のお金を借りてどないかしてその十億を返済しようということで議会も認めた話ですよ。それを今年度の事業に載ってないということ自体が根本的におかしいですよ。その年度年度にまたがって当然そりや苦しい財政の中でも、それをやり繰りしてもって四年間の中でやっていくというのが当然で、今回載っていないということ自体がいささか私はおかしい。こんな予算って、本当に上辺だけの予算かなと、あとは補正補正で、またごまかしごまかしで、どんどんお金を膨らましていく。この市長のやり方というのは、私は理解できない。一般市民の方で本当に当初の予算のことは、これだけですよ。これはわかっても、決算のことってみんな報告しないですね。そういうこと全然わかっていない。そういうことを市長、やはり事業というのはやっぱりその単年度の年度年度でそれなりにやっていく。去年、一昨年やって今年何でやらないんですか。最終の四年後には、来年にはもうその分全部なくてはならないんですよ。ほんだから来年財政が健全になって楽になるんですか。苦しい中でも最低二億五千万のお金を今までそうして野鳥の森の予算でやっているわけですよ。今年だけ載せてないって、どうなっているのかなという大変な疑問を持っています。こんな予算の仕組みは、私は理解できない。もうちょっと予算の仕組みって、担当課もそのぐらいのこと、まあ理事者の言うことを聞かないのも十分わかります。でもわからなかったらわかるように指導したってください。特に副市長、それは多分専門で今までやってきたからわかると思う、僕の言うていること副市長、わかっていただけでしょ。違います。(「議員指導したれ」の声あり) 議員をどない指導するんですか。議長、議員を指導してほしいという、どういうこと指導するのか。市長にちよつと

お聞きしたい、それを教えてください。

○議長（川村家廣） 吉野市長。

○市長（吉野晴夫） 私は実績に基づいて借金を減らしてきました。まだ二十一年度は出ていませんけども、（議場に声あり）ただあなたに・・・呼ばわりされることはございません。市長にいやしくも・・・やと、どういうことですか。それで病院入ったんちやいまなのか、あんた。（議場に声あり）それで病院入ったとき治してきたらええのや。あのね、国から緊急経済対策としてもらった、それまで補正組んだというような、そういうようなさもしい考えはあきませんよ。私は確実に借金減らしてきました。（議場に声あり）教えとんやないかい。教えてくれ言うているから。借金減らしたということも事実でしょう。（議場に声あり）緊急財政経済対策まで補正やというのはおかしいでしょう。国からもらったやつです。任しといてください。（議場に声あり）任しといてください。

○五番（太田好紀） 市長、任せないから言うているんですよ。（笑声）任せるんやったら一切言いません。それだけ市長ね、認識がないということなんですよ。（議場に声あり）入院して来い。（笑声）

○議長（川村家廣） お互いにあのう。

○五番（太田好紀） お互いにとって、私はちゃんとした質疑をしておるのにね。

○市長（吉野晴夫） 人に・・・って言うた、これ問題やで。人に・・・って言うて、こら、・・・ってどういうこっちゃ。（議場に声あり）

○五番（太田好紀）（議場に声あり）議長、納得できん。こらって……。議長、こんなこと言われて納得できませんよ。

○議長（川村家廣） お互いにと言うたのは、・・・とかいう発言もあったので（議場に声あり）

○五番（太田好紀） 実際、そういう言葉って言わんような形の中で、今実際の予算をしてこういう形になっているから、ごまかしていると、・・・だぞとこういうことを言っているのですよ。

○議長（川村家廣）・・・というのは、（議場に声あり）たとえての言葉やったらそれでいいと思いますけれどもね。（「なめとつたらあかんで」の声あり）

○五番（太田好紀） なめとつたらあかんでって、議長、こういうことを言わせたらどうしますか、本議会中ですよ。（議場に声あり）納得でけへん。こんなもん、あきまへん。

○議長（川村家廣）（議場に声あり）しばらく休憩いたします。

午前十一時三十七分休憩に入る

午後四時零分再開

○議長（川村家廣）休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ただいまの出席議員数は定足数に達しており、会議が成立いたします。

太田好紀議員の発言を許します。（「五番」の声あり）五番太田好紀議員

○五番（太田好紀）先ほどの報第一号における質疑のうち不穏当な発言を取り消したいので、御了承願いたいと思います。

○議長（川村家廣）お諮りいたします。太田好紀議員のから午前中の本会議における発言について会議規則第六十五条の規定により不穏当な発言を取消したいとの申出がありました。取消しの申出を許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（川村家廣）御異議なしと認めます。よって太田好紀議員からの発言の取消しの申出を許可することに決しました。

○議長（川村家廣）この際、市長の発言を許可します。吉野市長。

○市長（吉野晴夫）先ほどの私の発言の中で不穏当な発言があったこと、またそのことにより議会に混乱を招いたことについて深くおわびを申し上げます。

なお、この不穏当な発言について取消しをお願いいたしたく存じますので、よろしくお取り計らうくださるようお願いを申し上げます。

○議長（川村家廣）市長から、本日休憩前の本会議における不穏当な発言について取り消したいとの申出がありました。

お諮りいたします。市長からの発言の取消しの申出を許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（川村家廣）御異議なしと認めます。よって市長からの発言の取消しの申出を許可することに決しました。

○議長（川村家廣）この際、新井土地開発公社事務局長の発言を許可します。新井土地開発公社事務局長。

〔土地開発公社事務局長 新井健夫登壇〕

○土地開発公社事務局長（新井健夫）先ほど提案いたしました二十二年度の土地開発公社の予算案の訂正をいたしたいと思います。

お手元に配付いたしております予算書を御覧いただきたいと思ひます。

訂正の箇所のみ説明させていただきます。

まず、四ページでございます。

四ページの収益的収入及び支出につきまして、収入の部で第一款土地開発事業収益一億三千二百九十四千円で、そのうち第一項事業収益一億二千九百十三万三千円につきましては、道路改良事業用地国道二四号の売却、それと久留野公共用地の五千万を足した金額でございます。

次に支出につきまして、第一款土地開発事業用地一億四千九十四万一千円で、そのうち第一項事業費用一億三千九百三十九万四千円は事業収益で申上げましたように、道路改良事業用地及び国道二四号と久留野公共用地の売却原価及び一般管理費を計上いたしました。

続きまして、五ページの資本的収入及び支出のうち、支出につきまして、第一款資本的支出が四億三千九百八十六万八千円で、そのうち第一項につきましては、取得用地三億二千八百八十六万八千円は二四号の用地買収費及び補償につきましては、変わっておりません。

第二項借入金償還金一億一千八百万円でございます。

次に六ページの方に移っていただきたいと思ひます。六ページにおきまして、平成二十二年度の資金計画につきまして、年度末の受入資金と支払資金の差引き一千八百九十九万四千円は翌年度の方へ資金繰越を予定する額となっております。

以上で訂正の報告とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○議長（川村家廣）発言が終わりました。

質疑はございませんか。（「五番」の声あり）五番太田好紀議員。

○五番（太田好紀）私の発言においてこれだけの時間を費やして、こういう形ですり替えてくれたことに対しては心から感謝申し上げます。

ただし、これ五千万ほど変えていただきましたけれども、実際こんな無駄な時間のロスをしたということは、大変残念だなど。当初からこういう形にしておれば、こんなこともスムーズに進んだんじゃないのかなど。今後そこらを踏まえて議会に納得できるような、そういう予算体系を、また議会に理解できるような形でやっていたらいいと思ひます。どうかよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（川村家廣）質疑を終わります。（「九番」の声あり）九番益田吉博議員。

○九番（益田吉博）ちよつとすいません。

ちよつと勉強不足ですんやけれど、お聞きしますけれども、九ページの債務に関する計画書で、一番最後二十八億七千四百二十一万ですか、これは今まで買ってある土地の、そのときの価格、また今までの間の利息とを足したお金が地方銀行ほかで借りてあるということやと思います。

それと地方銀行は変わりませんけれども、ほかというところはどこなのか教えていただきたい。

そして、五ページの長期借入金第四条の限度額が三十五億と定めると、こうなっておりますけれども、これ負債額がざつと二十八億ですけれども、この三十五億はざつと三十五億の限度額できているのか、公社の借入金も徐々に減ってきているように思うんですけれども、その辺お聞かせ願いますか。

○議長（川村家廣）新井土地開発公社事務局長。

○土地開発公社事務局長（新井健夫）益田議員の御質問にお答えいたします。

まず一点目でございますが、長期借入金で二十八億七千四百万円につきましては、土地開発公社で持っております、全十五箇所の分でございます。

それと銀行名にいたしましては、五條市基金それと水道局、それから金融機関の南都銀行とりそな銀行でございます。

次、二点目でございますが、限度額三十五億円でございますが、二十一年度、二十二年度、三十五億円でございますが、以前は六十億でございます。それから次の年に五十億ということで、借入金がだんだん減ってきておりますので、その限度額を下げております。ただ去年と今年三十五億円にいたしましたのは、二四号関係の三億円の用地買収費がありますので、用地買収が進んだらたくさん用地買収できますので、ちよつと余裕を持っております。

以上です。（「九番」の声あり）

○議長（川村家廣）九番益田吉博議員。

○九番（益田吉博）長期借入金の借り場所ですけれども、銀行とかは別段いいのですけれども、水道局でおそらく二億借りていると思います。財調から十億と、銀行とか財調はどっちにしても市の金ですので、それは結構ですけれども、水道局から借りているお金だけは何とか水道局に戻さないことには、水道局のお金というても、水道局自身も借金して事業やっているわけですよ。水道局も金借りているわけですよ。そして、皆さんから集めた水道料金、ここに余裕があったのかどうかわかりませんかけれども、それをそんな塩漬けの土地へ金を貸しているということ自体が私はおかしいと思うのです。それだったら水道料金下げた方がいい。そうか水道管破裂するっていうとこよしたらええ。皆さんから集めたお金をそんな借金の塩漬けにしているところにね、お返しする。これ大分長いこと水道局の二億回していますやん。

現実問題は二億借りて、二億返したようにして、また二億借りてって自転車操業みたいなこと恐らくやっとなのやると私は思いますけどね。それやったらそら公社も金ないのはようわかりますけども、なんぼなんでも五條市民から集めたお金を公社のそんな利息ばかりたまっているようなところの塩漬けになったところにね、回しておるといことは、私は五條市民は納得してくれないと思います。こんなことでは。それ一点と。

そして二十八億の債務ですけれども、この二十八億には水道局の二億と公社の十億、十二億、実際銀行から借りているのは、ここから十二億引いたら十六億、ざっとの話ですけれども、十六億から十七億ぐらいになるんやと思いますけれども、その中で限度額は今課長のお話で多いときは六十ですか、五十、三十五億と減ってきておりますけれども、この二十数億の実際の銀行から借り入れている二十数億の中で、三十五億の国道の用地買収、公社の名前でやっついていかなんのか私はしりませんけれども、これだけの限度額が必要かなと思うんですけれども、どうですか。

○議長（川村家廣） 新井土地開発公社事務局長。

○土地開発公社事務局長（新井健夫） 益田議員の御質問にお答えいたします。

確かに五條市水道局から二億円借りております。一年間借りて水道局に対しまして利息を払って三月末をもって返します。それでまた、次の年に四月一日から二億円を借りておる状態でございます。

二つ目の、限度額三十五億円につきましても、先ほど申しましたように、少し二四号の関係がありますので、余裕を持って幅を設けております。以上です。

○議長（川村家廣） 九番益田吉博議員。

○九番（益田吉博） いやいやそれは課長、ようわかっています。しかしそれだけのたくさんの幅を持つとかんなんかなっていうことを聞いているわけで、その銀行で借りとんのはそれだけの金額借りとん違うんやから。これ余裕持つのはようわかります。わかるけれども。

課長、もうええわ。あの副市長、もうこれ三回やな。何遍も言われへんな。副市長、私言うとんのは、もうちよつと限度額をね、借金を返しているのやから限度額ももつとっぱいまで下げて、しといたらどうかと言うとんのと。

そして二億円借りているのはもうようわかっとなのやから、これを塩漬けのところでも水道局のお金を借りたらんと、水道局かって本体も金借りて営業しているわけですやんかえ。金を借りている者が金借すってね、これ判断おかしやん。利ぎやは儲けとるんか知らん、水道局は国の金借りて利息が安いのかどうか私はわかりませんよ。その利ぎやは。市かって銀行から金を借りるんやったら水道局から借りた方が利息が安いと思って借りているのか、わかりませんけれども、今私が言うているのは、市民から水道料金を集めたやつをこんな塩漬けのところへお金を投資しておったら

あかんの違いますかと、それやったら水道料金をたえちよつとでも下げたつたらどうですかと、よそにお金を貸す水道局に余裕があるのであれば。これを聞いているんです。市民恐らく知らんやろ、こんなん。水道局にそんな二億の余裕があつて公社の塩漬けにお金貸しているって、知らんと思ひますわ、市民の人は。それでもみんな不景気でお金ない、お金ない、水道料金高い、高いと言つてみんな払っているわけですよんかえ。だからそういうことを考えたつたらどうですかと、私言つていっているんです。

水道局がお金貸して利益でようけもうけて、どっさりの金もうけして、水道料金安くしたつていっているならええけれども、水道局にしたかつて、漏水もし、古い水道管も徐々に敷せ替えていかないことには、早くから入れてある水道管一遍に悪くなつてきたときには、ようけのお金がかかるわけですよん。それやったら余裕があるのだつたら、古いところから管を入れ替へすとか、何とかやつていかないことには、私はあかんのちやうかなと言つてんです。

答弁してくれますか。

○議長（川村家廣） 榮林副市長。

○副市長（榮林勝美） 益田議員の質問にお答えさせていただきます。

水道局から二億を借りているのですけれども、これはもう何年も前から借りていると思います。ただ、銀行に借り換えはできるのですけれども、借り換えしなすと金利が高いので、金利の安いところということで、貸してもらつていふようなことでございます。

一般会計から金利を補てんしますので、そうすると一般会計から繰出金が増えますので、安いところということで、これは借りております。

それと長期借入金 の限度額三十五億ですけれども、今年間で三億ほどの二四号の買取り価格ということで、補償と土地とでそうなつていふのですけれども、当初一工区から五工区までの間で年間大体十億の予算が付いていましたので、公社の借入金額が二十八億七千四百二十一万ですか、この額が減つてきますと、おのずと減つてくると思うのですけれども、当分の間はそのままうちよつと様子を見ていきたいと考えております。

以上です。

○議長（川村家廣） ほかにないですか。（「五番」の声あり） 五番太田好紀議員。

○五番（太田好紀） 関連質問なんですけれども、今副市長の方から金利が安いと。当然それは公社の理事長が決めるのか、銀行の率とそして今公社が水道の方から借りている率というものは、どれだけ違ふのかお答え願えますか。

○議長（川村家廣） 榮林副市長。

○副市長（榮林勝美）私、今二億借りている金利は覚えていないのですけれども、りそな銀行から借りている金利につきましては、二・六二五、それと南都は二・六七五です。

それと水道の金利は、〇・六です。大体四倍ほど違いますので、四分の一くらいの金利で貸してもらっています。というのは、水道が定期を預けたらその金利しかくれませんので、うちは借りる場合は、そういうような金利になって四倍くらいの差がございますので、定期で貸してもらっているような格好でございます。（「五番」の声あり）

○議長（川村家廣）五番太田好紀議員。

○五番（太田好紀）それはわかります。そこからうちでするんやから、安くするというのはわかりますけれども、当然部局は違うわけですから、そのお金の収入によって変わるといことですわね。それは安いからいいからと言うて、そやけど逆にその分が水道の方に負担がかかっているのも、逆に事実かわかりませんよね。そこからそこらのこともこれからきちっと精査するべきではないかなと、そこらも今後の検討材料として検討していただきたいなと思います。

○議長（川村家廣）質疑を終わります。

以上で報第一号の報告を終わります。

○議長（川村家廣）次に、日程第三、報第二号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（川西敏美）報第二号 平成二十二年度財団法人大塔ふる里センターの事業計画及び予算の報告について。

○議長（川村家廣）報告を求めます。土井財団法人大塔ふる里センター常務理事。

〔財団法人大塔ふる里センター常務理事 土井祥嗣登壇〕

○財団法人大塔ふる里センター常務理事（土井祥嗣）失礼いたします。

ただいま上程いただきました報第二号 平成二十二年度財団法人大塔ふる里センターの事業計画及び予算について御説明申し上げます。

大塔地域は、度重なる国道一六八号の崩落や崩土、また本年度はETC利用者に対する高速道路割引制度の導入により京阪神方面からの一六八号へ

の入り込み客の激減等があり、財団としては大変厳しい状況がありました。その間、財団は各種イベントに参加し、宿泊施設や温泉の宣伝に努め、各種会合や宴会に御利用いただいております。

その結果、本年度の事業収入は、現時点で昨年度より少し上回り一億四千万円と回復するところまでできています。今後も財団職員一人一人が危機感を持って定期的に会議を行い、徹底した歳出の削減に努めてまいりたいと思います。

それでは、平成二十二年度収支予算について御説明させていただきます。

別紙の事業計画収支予算書を御覧いただきたいと存じます。

初めに、二ページ及び三ページをお開き願います。

平成二十二年度における財団法人大塔ふる里センター事業全体の収支予算額でございます。

本年度予算は事業収入として一億五千五百十八万円で前年度と比較して五百五十万円の減となっております。これにつきましては、まず本年度の事業収入予算の設定については、二十一年度事業収入決算見込額が一億四千万円として約九パーセント伸びの目標額を設定し、これを二十二年度事業収入予算額として努力していくことといたしました。

また、前年度との差につきましては、二十一年度、一六八号の開通もあり、予算の目標額を高く設定して努力してまいりましたが、先ほどの説明のとおりいろんな影響が重なり、全体的に売り上げが伸び悩み、目標額に達しなかったことによるものであります。

そのほかの収入につきましては、委託金収入として三千二百二十万円で、前年度と比較して、百六十五万円の減となっております。その他の収入を含め、当期収入支出とも、二億五十八万円を見込んでおります。

次に各事業ごとに御説明させていただきます。

四ページをお開き願います。

ふれあい交流館につきましては、職員四名とパートで運営しています。委託金収入として一千万円を計上させていただき、収入支出とも五千三百万円を見込んでいます。

次に、五ページをお開き願います。

赤谷オートキャンプ場につきましては、職員一名とパートで運営しています。収入支出とも一千万円を見込んでいます。次に、六ページをお開き願います。

ロτζジ星のくにつきましたは、職員四名、臨時職員一名とパートで運営しています。収入支出とも四千万円を見込んでいます。次に、七ページをお開き願います。

道の駅につきましたは、職員二名、臨時職員一名とパートで運営しています。収入支出とも五千五百万円を見込んでいます。次に、八ページをお開き願います。

大塔郷土館につきましたは、臨時職員一名とパートで運営しています。委託金収入として三百七十万円を計上させていただき、収入支出とも一千四百八十万円を見込んでいます。

次に、九ページをお開き願います。

大塔水車施設につきましたは、収入支出とも十八万円を見込んでいます。

次に、十ページをお開き願います。

一般管理費につきましたは、事務局費であります。人件費二分分と、事業運営費ほかとなっております。委託金収入として一千三百五十万円を計上させていただき、収入支出とも二千四百十万円を見込んでいます。

次に、十一ページをお開き願います。

図書室管理費につきましたは、ふれあい交流館内の図書室管理費として、収入支出とも五百万円を見込んでいます。

次に、十二ページをお開き願います。

自主事業費がありますが、本年度から各種イベントに係る事務費を、イベントを行う各施設の経費として計上することといたしましたので、予算額はゼロとなります。

一ページには平成二十二年度の事業計画を掲げてありますので、御清覧いただきたいと思えます。

以上で、平成二十二年度財団法人大塔ふる里センターの事業計画及び予算につきましたの説明を終わらせていただきます。

最後になりましたが、現在の社会情勢を考えたところ、売り上げを伸ばすことは、大変難しいところではありますが、経営努力していきますのでよろしく願います。

○議長（川村家廣）報告が終わりました。

これより質疑に入ります。（二番）の声あり）二番山口耕司議員。

○二番（山口耕司）二ページの燃料費でございますけれども、前年度予算より予算額が減っております。この減った理由というのをちょっと教えていただけますか。

一番温泉にとって沸かす燃料になる、だからお客さんが少ないか、開館の時間が少ないか、それとも日にちが少ないか、どっちかになってくると思うのですけれども、説明をお願いいたします。

○議長（川村家廣）土井財団法人大塔ふる里センター常務理事。

○財団法人大塔ふる里センター常務理事（土井祥嗣）二番山口議員の御質問にお答えいたします。

大きな原因といたしましては、昨年度は燃料費が高騰しておりました。それと昨年度燃料費も高いということで、時間を短縮してお風呂の営業を、暇なときはしておりました。その結果、予算額が今年度は閉めるということで、落としております。

今年度は燃料費についてかなり安くなっておりますので、予算額を下げました。

以上です。（二番「の声あり」）

○議長（川村家廣）二番山口耕司議員。

○二番（山口耕司）今年度は休館の時間も日にちもたくさんあったわけでございます。それよりか、減るということ自体が私は営業の努力が足りないのではないかと、こういうふうに感じますけれども。それは大丈夫ですか。

○議長（川村家廣）土井財団法人大塔ふる里センター常務理事。

○財団法人大塔ふる里センター常務理事（土井祥嗣）一応各施設に統計をとらせていただきまして、例えば五時以降は何人利用者がいるとか、そういうような統計をとって、まず四人、三人とか、そういう人数もありましたので、冬場の時間を閉めるとか、そういう短縮を試みてみました。

以上です。（五番「の声あり」）

○議長（川村家廣）太田好紀議員。

○五番（太田好紀）一点お尋ねしておきたいのですが。五ページの赤谷オートキャンプ場のことなんですけれども、これは火事になったということで、経過の報告を私は聞かせてもらったのですけれども、管理棟と倉庫が燃えたということでしたかね。保険が満額で入るといふことで、それはいつごろから、かかって、いつごろに完了して、営業が再開できるのか、まず一点、お答え願いますか。

○議長（川村家廣）土井財団法人大塔ふる里センター常務理事。

○財団法人大塔ふる里センター常務理事（土井祥嗣）五番太田議員の質問にお答えいたします。

九月の議会で設計費の予算をお願いいたしました。また、十二月で工事費の予算をお願いいたしました。それで設計は今お願いしているところですが、工事に関しては、繰越しになります。

したがいまして、六月、夏休みまでに何とか大型バンガローの完成をしたいと考えております。

以上です。（「五番」の声あり）

○議長（川村家廣）太田好紀議員。

○五番（太田好紀）今大変厳しい状況であるということを聞かせていただいたのですけれどもね。実際それだけのお金を投資して、今後また大型のバンガローというのですか、それだけの集客力があるのかなという、一つ私は不安を持っています。だから逆に言って、それに見合うものでもっと集客力のあるものの施設の建て替えをする方が、いや、その状況によってね。だから火事になったから、同じものを造るのじゃなくて、今集客力が大変厳しいというならば、そのお金をもっと有効に使って、何らかの集客できるような形を考える方がいいんじゃないかなという、私は考え方を持っています。まして、夏だけが基本的に一番お客を取るのが多いと思うのですけれども、お金に関しては保険金ですべてが入ることですけれどもね。これは副市長、財団法人の理事長でもありますよね。これは実際の話、それを建てて有効に使えるのかな。いや、あったから建てるのじゃなくて、今の財政状況を踏まえて、これも実際のところずっとすべてこれを見たら、市からの負担を出しているから、でもこういう状況になっていると。だからそんなお金をもっと有効な形で、もっと黒字にできるような、体制の形を今の形にこだわらずに、もっとそういう形で考えるべきじゃないかなと。今が一番何もないお金が入ってきたのだから、見直す時期じゃないのかなと、そこらを副市長、どんな考え方でしようか。

○議長（川村家廣）榮林副市長。

○副市長（榮林勝美）太田議員の質問にお答えいたします。

保険金は七千五百万ということで、確か総額が八千五百万ほどやったかな、……七千五百万保険が入ってきております。今回工事しますのが確か全部で六千万ほど使わせてさしてもらうわけですけども、そして管理棟もそういうことで効率が悪いということで、管理棟も縮小しますし、縮小した中で、今度十棟ほどあるのですけれども、十棟以外に大型の十人棟を今の駐車場に二つ建てるのですけれども、五人、六人というよりも家族連れで十人ほど希望があるということで、十人だったらいけるといふことで、それをしたということ、話があつて、そういうことで、そしたらいこうかというところで、管理棟は縮小してそこへ元入れしたということと、それから後、大分ほうぼう傷んでいますので、その分も全部なんぼ掛けて修理して効

率よくやっていきたいという考えで、こういうことで計画させていただきました。(「五番」の声あり)

○議長(川村家廣) 太田好紀議員。

○五番(太田好紀) 副市長、それは当然わかるのですけれども、そやから今は僕はチャンスじゃないかな。財政的に関係なしにそれだけの、八千五百万、七千五百万が入ってくる、事業費は六千五百万というけど。そのお金を自由に使えるわけでしょう。だから今言うたように、今のこの状況では、大変苦しい状況であるならば、当然今知恵と工夫を考えながら集客力をできるような状態にもっていかないと私は思います。だから、今言うたようにそういう管理棟を縮小して十人部屋とか、そやけど実際ね、こんな来ないと思いますよ。そやからそれよりもっと引張るような、もっと知恵と工夫をしながら七千五百万を有効に使えるように、土井支所長考えてほしいのですよ。ただ、今のがいいのか、それがいいのか僕はわかりませんよ。わからないけれど、せっかくなまいこと火事になって、……うまいこと火事になったって失礼な話ですけども、たまたま老朽化したやつが建て替えられるようになった、それも保険で満額もらえるようになったんやから、それをもっと、今までのありきたりじゃなくて、やっぱり集客のできるような形を、今が造るチャンスやないかなと、そやからそういうことを踏まえて今財政が苦しいならば、それまあ一つとして副市長が言われたように、管理棟を縮小して造るって、ほんまそれで集まりますやろか。実際のところ。そやからそこらもうちよつと知恵を絞って。

それと夏には間に合わせたという気持ちはありますけれども、そやけど俺はね、やっぱりこれだけのお金を投資して、それも市の財源を使わずやれるのならば、もっと集客のできるような体制の確立をするための工夫をもっとすればいいんじゃないかなと、これは自分はどういう提案というのはわかりませんよ。わからないけれども、今がチャンスじゃないかなと僕は土井支所長、思うのですよ。そやから一遍そこら財団法人の職員の方々、またいろいろ全国の調査をしていただいて、設計にこだわって、設計というよりもまず自分たちが集客できる範囲内で、そのお金を有効に使うように、市の財源じゃなくて、保険金で入るやつやから、今がチャンスだと思っております。そこら説明するのは土井支所長、苦しいのじゃないですか。財政的にも苦しい中でこういう予算書を見ても、大概俺はいつばい言いたいことがありますけれども、ただ努力はしてくれていると思えますのやけれど、ただ今このお金に関してね、もっと有効にできるような形で知恵と工夫を絞ってもらって、またいるんな形の中で、集客できるような体制を再度見直して、今の管理棟縮小以外にももっと厚みのある形の、一遍また次に報告を聞かせてもらうので、どないかい形を作っていただきたいなと思って、これらの知恵を絞って有効に集客、そしてこういうことがあったから、夏は倍に増えたと、倍には増えることはないけれども、決算は黒字になったと、これだけになったんやと言うて、次の、来年の三月に言えるような形にさせていただいたら有り難いかなと思うので、その辺の努力を副市長、また担当の常務理事の土井支所長、そこらの知恵を絞っていただいて頑張ってくださいなと思いますので、どうかよろしくお願い申し上げます。(「九番」の

声あり)

○議長(川村家廣) 益田吉博議員。

○九番(益田吉博) ちよっとお聞きしますけれども、五番のオートキャンプ場とロジ星のくに、道の駅、これは委託料が事業収入に入っていないという事は、まあ黒字、赤字、ペイになると解釈してよろしいのですか。

それともう一点、十一ページの図書館費、あそこに図書館がありますけれども、これの給料手当四百万が出ておりますけれども、これは正職を四百万で置いているのか、五條の図書館でさえ指定管理に出すというようなことで、人件費も削減しているのだと思うのやけれども、アルバイト雇ったらこんなお金四百万も年間要らないと思いますけれども、その点どうですか。

○財団法人大塔ふる里センター常務理事(土井祥嗣) 九番益田議員の御質問にお答えいたします。

ふるさと財団の予算につきましては、管理運営する上で採算の合わない施設、単体で十分やっつけていける施設などがあります。

また、事務局費については、収入がありません。こうしたバランスを見て、歳出に見合った予算の配分、補助金の割振りをいたしております。

したがいまして、赤谷、ロジ星のくに、道の駅については完全に黒字であります。そしてそのほかについては、赤字の施設がほとんどであります。それと、図書館費につきましては、年度末いろいろ二月になりますとやり繰りをします。決算を打たなければいけませんので、そういった関係で図書館費の方で人件費を多少、ここで見させていただいております。そこから調整をしたり、また事業費の中の修理費、財団は百万円以下は財団で修理するようという契約にもなっておりますので、そこから最後に調整するために計上しております。

また、図書館費につきましては、パソコンで管理しておりますので、貸し出し等についても事務局職員が全部行っております。

以上であります。(「九番」の声あり)

○議長(川村家廣) 益田吉博議員。

○九番(益田吉博) だから図書館においては、パソコン管理で貸し出しをしているということは、職員がおれへんということ、図書館には、こっちの職員でやっておるということですか。

ほんでその四百万は最後の人件費とかの調整のために、四百万を挙げていると、こういう解釈ですか。

○議長(川村家廣) 土井財団法人大塔ふる里センター常務理事。

○財団法人大塔ふる里センター常務理事(土井祥嗣) 益田議員さんの再質問にお答えいたします。

まず、図書室につきましては、隣に事務室があります。そこで同時に管理をしております。

それと図書館費につきましては、公的な事務費ということで、こっちの事業費からは除外され、結局繰越しても余り税金のかからないところになっております。そういった関係で、繰越しする場合にはなるべくこっちの方で繰越しして法人税を残すというのですか、調整するようにしております。

以上です。(「はい、もう結構です」「七番」の声あり)

○議長(川村家廣) 七番藤富美恵子議員。

○七番(藤富美恵子) 今図書費についてお尋ねしたいのですけれども、その委託金が五百万ありますね。図書購入費五十万円、わずか一割なんですけれども、これを見させていただいたら、何のための図書費かなと思うのですが、一割しか図書購入費がないということの説明をしていただきたいのですが。

○議長(川村家廣) 土井財団法人大塔ふる里センター常務理事。

○財団法人大塔ふる里センター常務理事(土井祥嗣) 七番藤富議員さんの質問にお答えいたします。

指定管理料として図書館の管理ということでいただいております。それについては、管理費として人件費と図書代につきましては、当初からこれくらいの金額、五十万円ですつといかせていただいております。(「七番」の声あり)

○議長(川村家廣) 七番藤富美恵子議員。

○七番(藤富美恵子) ですから五百万の予算で図書の購入費が五十万というのは少ないかと思うのですが、その辺のところ、今まで五十万やっつて、今も五十万やという、そういうことを聞いているのではなくて、五百万の予算で図書の購入費が五十万というのは少ないように思うのですけれどもということについて、答弁をお願いします。

○議長(川村家廣) 土井財団法人大塔ふる里センター常務理事。

○財団法人大塔ふる里センター常務理事(土井祥嗣) 七番藤富議員の再質問にお答えいたします。

図書館費の中では、図書の購入について五十万円しかみておりませんが、この間もちよつと話をいたしましたして、約五百人の方がこの大塔町内で図書室を利用していただいております。そういった関係で、その人たちにアンケートを取り、どういった本が必要なかということ今調査していうと、始めたところでありまして。それによって必要な本については予算額がオーバーしても買っていきなると、今はそう考えておりますので、よろしくをお願いします。

○議長（川村家廣）質疑を終わります。

以上で報第二号の報告を終わります。

○議長（川村家廣）本日の会議時間は議事の都合により、あらかじめ延長いたします。

次に、日程第四、報第三号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（川西敏美）報第三号 専決処分の報告について（調停）。

○議長（川村家廣）報告を求めます。森本都市整備部長。

〔都市整備部長 森本元三登壇〕

○都市整備部長（森本元三）ただいま上程いただきました報第三号 専決処分の報告について（調停）につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

このたびの報告は市営住宅入居者の使用料未払いに対する調停申立てを裁判所に起こしたものの結果報告であります。

それでは議案書の三ページをお開き願いたいと存じます。

調停申立ての内容につきましては、市営住宅使用料等を長期に滞納した入居者に対して市職員の再三の訪問等による徴収、指導にも応じず、支払の意思がないものと認められ、このままでは他の入居者に悪影響を与えることとなりますので、早期解決を図るために調停の専決処分を行い、相手方と平成二十一年十二月八日に支払い方法について合意に至ったものでございます。

調停の内容につきましては、合意日以降の住宅使用料月一万九千二百円につきましては、毎月二十六日に五條市に持参、または送金すること。また合意日までの滞納分につきましても、合意日以降毎月二十六日に二万円を五條市に持参、または送金すること。

なお相手方が当月使用料また滞納分のうち、どちらかの支払が三箇月滞ったときは契約解除となり、直ちに市営住宅を明け渡すというものでございます。

調停内容の詳細につきましては、誠に失礼ではございますが、議案書の五ページから六ページを御清覧願いたいと存じます。

以上で報第三号 専決処分の報告について（調停）の御説明を終わらせていただきます。

よろしくお願いいたします。

○議長（川村家廣）報告が終わりました。

これより質疑に入ります。（「五番」の声あり）

○議長（川村家廣）五番太田好紀議員。

○五番（太田好紀）大変大事なことで、人権にも関わることだと思うのですが、提案理由の中に市の職員の再三の訪問によるという、徴収指導ということ、再三というて、どのくらい行っていることなのか。それと徴収指導、どういう形の指導をしているのか。行っても居留守を使ったりとかいろいろあると思うのですが、実際会って話をしていることなのか、それとも会わずして、こういう形になっておるのか、ちょっとその辺のことを教えていただけますか。

○議長（川村家廣）都市整備部長。

○都市整備部長（森本元三）太田議員さんの質問にお答えさせていただきます。

まず再三の訪問というのは、数にして限らない、毎日と言うていいほど、近く、その方の入居先の近くに行ったりときには玄関をたたいてみたり、勤め先に出向かせていただいたり、もしくはその文書を郵便受けに入れさせていただいたりしております。それとこちらから出向くばかりじゃなしに、役所の方に来ていただく通知も差し上げて庁内住宅の部屋で二度、三度お話もさせていただいております。

それから入居者には保証人も立っておりますので、保証人に対しても入居使用料の請求もいたしまして、最終的には裁判所の方で本人共々調停というふうに進んでおりますので、かなり職員も努力いたしまして支払の請求、徴収にまいっております。

以上でございます。（「五番」の声あり）

○議長（川村家廣）五番太田好紀議員。

○五番（太田好紀）出会ったのは、何回も行っているけれど、毎日ほど行っても、ほとんど出会っていない。出会ったのは役所で二回ということですか。当然、毎日でも行っているのかもわかりませんが、本当に出会ったのかなと、なぜこんなことを言うかと言いますと、これ以外のこと、五條市のことで、相当誠意がないと。こういうことで、裁判所から来たから即お金を振り込んだけれども、督促とか勧告があつたけれども、ほとんど役所の人間は来なくてそういう文書で来た。だから払ったということを、昨年の末に聞いたことがあるのですよ。だから誠意がなかったと、納得できないんだという人の話を聞かせていただきました。この分じゃないですよ。だから本当にそこまで出会って誠意を出してやっているのかなと、確かに悪質

だということ、これを見ればわかるのですけれども、そこらのことの誠意があつてそこまでやったのかなという、一つの疑問を持っていますので、そやからそこらの訪問徴収、督促、勧告ということと手順を踏んで、そういう形でこういう形に至ったと思えますけれどもね。そこらのことがちよつと気になったので、ちよつとお聞きしたかったですけれども。

○議長（川村家廣）森本都市整備部長。

○都市整備部長（森本元三）確かに本人と会っております。けれども、本人の勤め先、もしくは本人の住居にまいるときに、周りの方の目といいますか、本人さんの状態もかなり気を使いながら、職場であれば別室であるとか、家であれば余り人目につかない状態で何度か会っておりますので、そういう入居者に対する感情の保護もしながら大概会わせていただいております。（「結構です」の声あり）

○議長（川村家廣）質疑を終わります。

以上で報第三号の報告を終わります。

○議長（川村家廣）次に、日程第五、議第一号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（川西敏美）議第一号 五條市名誉市民条例の制定について。

○議長（川村家廣）提案理由の説明を求めます。辰巳市長公室長。

〔市長公室長 辰巳信也登壇〕

○市長公室長（辰巳信也）失礼いたします。

ただいま上程いただきました議第一号 五條市名誉市民条例の制定について提案理由の御説明を申し上げます。
誠に恐れ入りますが、お手元の議案書八ページから九ページを御覧ください。

本案は、五條市発展のため、特に優れた功績のあつた者を表彰することにより、将来のまちづくり及び活性化に資する目的で新たに制定するものであります。

まず、第一条におきましては、本条例の目的を、本市市民又は本市に縁故の深い者で、公共の福祉の増進、産業の発展又は学術技芸の進展に寄与し、

五條市発展のために特に優れた功績があり、市民が誇りとして敬愛する者に対して贈ることと定めております。

次に、第二条におきましては、名誉市民は、議会の同意を得て決定することを定めております。

続きまして、第三条におきましては、名誉市民に表彰状、市民章、記念品を贈ることを定めております。

続きまして、第四条におきましては、名誉市民の待遇について、市の式典への招待、その他、市長が必要と認める待遇をすることと定めております。続きまして、第五条におきましては、条例の施行について必要な事項を市長が定めることを定めておりまして、最後に、附則におきましては、施行期日を公布の日によるものと定めております。

以上、よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（川村家廣）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。（二番）の声あり）二番山口耕司議員。

○二番（山口耕司）この表彰は生きておられる方に差し上げるのですか。故人も可能なんですか。お聞かせ願います。

○議長（川村家廣）辰巳市長公室長。

○市長公室長（辰巳信也）山口議員の御質問にお答え申し上げます。

現市の主催の様々な式典や行事に御招待をさせていただこうと考えておりますので、お亡くなりになられた方は対象には考えておりません。以上でございます。

○議長（川村家廣）質疑を終わります。

本案は総務文教常任委員会に付託いたします。

○議長（川村家廣）次に日程第六、議第二号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（川西敏美）議第二号 五條市一般職の任期付職員採用及び給与の特例に関する条例の制定について。

○議長（川村家廣）提案理由の説明を求めます。辰巳市長公室長。

〔市長公室長 辰巳信也登壇〕

○市長公室長（辰巳信也）失礼いたします。

ただいま上程いただきました議事第二号 五條市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の制定について提案理由の御説明を申し上げます。

誠に恐れ入りますが、お手元の議案書の十ページを御覧ください。

本案は、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律等の規定に基づき「五條市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例」を新たに制定するものでございます。

それでは、まず最初に当該条例制定の趣旨について御説明申し上げます。

御存じのとおり、地方分権一括法の制定以降、多様な権限や事務が国及び県から委譲されておりまして、各市町村にありましては、通常の業務量の増加はもとより、環境対策等を初めとして高い専門性が必要とされる事務事業についても、今後、自治体独自の対応が求められるものと想定されるところでございます。こうした公務に機敏に対応するため、民間などより有用な専門的実務経験などを有する人材を本市一般職として任期を定めて選考により採用するとともに、より高度の専門的知識経験及び見識を有する人材については、その資質にふさわしい給与を支給することができるとなどを関係法令に準拠した上、本市条例として制度化するものでございます。

それでは、制定内容について御説明を申し上げます。

誠に恐れ入りますが、お手元の議案書十一ページを御覧ください。

まず、第一条におきましては、制度の趣旨についての規定でございます。

次に、第二条におきましては、高度の専門的知識経験又は優れた見識をもった人材の採用、また、内部で専門的知識経験を有する職員の育成に相当期間を要する場合などにおいて、当該専門的知識経験を有する人材の任期を定めた採用について規定をいたしております。

続きまして、十二ページ中段を御覧ください。

第三条におきましては、一定期間内に終了が見込まれる業務や、同じく一定期間内に限り増加が見込まれる業務に従事する人材の任期を定めた採用について規定をいたしております。

続きまして、本ページ下段から十三ページを御覧ください。

第四条におきましては、行政サービスの時間延長あるいは、育児休業等、職員の部分休業を補充するため、比較的短時間の業務に従事する人材の任期を定めた採用について規定をいたしております。

続きまして、第五条におきましては、原則三年とした法の規定に基づく任期の延長に係る特例について規定をいたしております。

続きまして、十四ページを御覧ください。

第六条におきましては、第五条の規定に基づく任期の更新について規定をいたしております。第二条の規定により採用された職員については五年を、第三条又は第四条の規定により採用された職員については、三年を超えない範囲により任期の更新が可能な旨を規定いたしましたところでございます。

続きまして、第七条におきましては、第二条第一項の規定により採用された職員に係る給与に関する特例措置についての規定でございます。特に当該職員については、「特定任期付職員」として本条に位置付けをいたしたところでございます。

なお、一般職の給料表が適用されるその他の任期付職員とは異なり、「特定任期付職員」については、本条第一項の給料表を用いる旨を規定しております。それぞれ給料月額及び号給につきましては、一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律第七条に規定された俸給表について、第一号俸から第五号俸を用いたところでございます。更に、特に顕著な業績を挙げた職員に対しては、応分の業績手当を支給できる旨について、本条第三項に規定をいたしたところでございます。

続きまして、十五ページを御覧ください。

第八条におきましては、「特定任期付職員」の給与条例等関係例規の適用除外等についての規定を設けております。

本条では、当該職員について、一般職の職員に支給される諸手当のうち、期末手当及び通勤手当並びに退職手当以外の手当については、適用除外といたしましたところでございます。

なお、短時間勤務に係る任期付職員を除くその他任期付職員につきましては、一般職の職員同様、給与条例等関係例規の規定が適用されるところでございます。

続きまして、第九条におきましては、規則に対する委任規定を定めておりまして、最後に、附則におきましては、施行期日を平成二十二年四月一日と定めております。

以上、よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（川村家廣）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

○議長（川村家廣）質疑を終わります。

本案は総務文教常任委員会に付託いたします。

○議長（川村家廣）次に日程第七、議第三号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（川西敏美）議第三号 五條市長期継続契約に関する条例の制定について。

○議長（川村家廣）提案理由の説明を求めます。辰巳市長公室長。

〔市長公室長 辰巳信也登壇〕

○市長公室長（辰巳信也）失礼いたします。

ただいま上程いただきました議第三号 五條市長期継続契約に関する条例の制定について提案理由の御説明を申し上げます。

誠に恐れ入りますが、お手元の議案書十六ページから十七ページを御覧ください。

従来、長期継続契約ができるものとしたしましては、電気・ガス又は水の供給を受ける契約、電気通信役務の提供を受ける契約、不動産を借りる契約に限り長期継続契約をすることができるとされておりましたが、平成十六年に法改正があり、翌年度以降にわたり物品を借り入れ、又は役務の提供を受ける契約で、その契約の性質上、翌年度以降にわたり契約を締結しなければ当該契約の係る事務の取扱いに支障を及ぼすようなものうち、各自治体において条例で定めるものについては長期契約ができるという地方自治法施行令第六十七条の十七の規定に基づき、このたび長期継続契約を締結することができる契約の対象範囲を定めるため、新たに本条例を制定するものでございます。

まず、第一条におきましては、本条例の趣旨を定めたものであり、地方自治法第二百三十四条の三及び地方自治法施行令第六十七条の十七の規定に基づき、長期継続契約を締結できる事項を定めたものでございます。

次に、第二条におきましては、長期継続契約の範囲を定めたものでございます。

続きまして、第三条におきましては、この条例の施行について必要な事項は市長が別に定めることを定めておりまして、最後に、附則におきまして

は、施行期日を平成二十二年四月一日と定めております。

以上、よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（川村家廣）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

本案は厚生建設常任委員会に付託いたします。

○議長（川村家廣）次に日程第八、議第四号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（川西敏美）議第四号 五條市五條新町伝統的建造物群保存地区における建築基準法緩和に関する検討委員会条例の制定について。

○議長（川村家廣）提案理由の説明を求めます。森本都市整備部長。

〔都市整備部長 森本元三登壇〕

○都市整備部長（森本元三）ただいま上程いただきました議第四号 五條市五條新町伝統的建造物群保存地区における建築基準法緩和に関する検討委員会条例の制定につきまして提案理由の御説明を申し上げます。

恐れ入りますが、議案書の十八ページを御覧願いたいと存じます。

五條市五條新町伝統的建造物群保存地区は、歴史的市街地形成の過程で四メートル未満の道路沿いに建築物が立ち並び、道路を含めて歴史的景観を形成しております。しかし今後建築等を行う際に、現在の建築基準法をそのまま適用いたしますと、建築物の壁面後退や二階の形状変更を余儀なくされ、これまで保存されてきた歴史的な町並みが変わってしまう。

今後将来にわたり、伝統的建造物群を維持し、それ以外の建築物を周辺と調和させ、歴史的景観を守るためには建築基準法の一部を緩和することが必要でございます。

そのため、五條市五條新町伝統的建造物群保存地区における建築基準法の緩和に関する条例を制定する必要があります。

本条例の制定の前に地区の現状を調査し、当該地区における建築基準法の制定の緩和に関する条例の原案について検討を行い、施行に際して当該地区の防災性向上など、検討委員会が作成する防災対策の方向性を基準に市民と行政が連携して、本地区の防災計画等を具体的に作成する必要があるとす。

以上の理由により、五條市五條新町伝統的建造物群保存地区における建築基準法緩和に関する検討委員会条例を制定しようとするものであります。

十九ページから二十一ページまでの条例の主な内容といたしまして、第一条では検討委員会の設置を、第二条では委員会の所掌事務を、第三条では組織について、第四条では委員会の会議について定めており、また第五条では委員の任期を、第六条では委員会の庶務を、第七条では運営に関する必要な事項は市長が定めることとしております。

附則第一項で条例の施行日を定めております。

附則第二項の特別職の職員で非常勤のもの報酬、費用弁償に関する条例の一部改正につきましては、別表に検討委員の名称及び報酬の額を追加したものでございます。

以上で提案理由の御説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（川村家廣） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。（「五番」の声あり）

○議長（川村家廣） 太田好紀議員。

○五番（太田好紀） 何点か質問したいと思うのですが、今ごろこれ何を言うているのかなと思って、いささか疑問を持っているのですけれども。

新町の事業って大変長く続けていて、相当なお金を費やしていると、それにもかかわらずこんな今ごろになってそんな検討委員会を作ると、それは五條市の新町伝統建造物の保存地区における建築基準法緩和に関するということですけれどもね。町並みに関してちゃんと規制をかけるためにということ、これは建築基準法にかかっているわけですね。それをまだ検討して五條市としての独自の条例規則を作ることですか。それを一点と。

それと、委員会、組織は十五人以内をもって組織することですけれども、十五人をもって、こんな根拠、どういう形の人を選んで、十五人以内って、それが三人なのか、五人なのか、十五人以内ということは当然そのくらいに近い人を選ぶということですね。それはどういう人を選ぶのか、誰が任命してどういうような形で進めるのか、その辺説明願いたいと思います。

○議長（川村家廣） 森本都市整備部長。

○都市整備部長（森本元三） ただいまの五番太田議員さんの御質問にお答えいたします。

今これを、何をされるのかなという御質問と私は第一点をとったのですけれども、今の新町地区の二メートル、三メートルぐらいの道路に並んでおります家並みなんですけれども、これを今の建築基準法をもって家を増改築、もしくは新築する場合には、道路面四メートルに足りないものは、それに必要な分だけ道路面から後退せなありません。ということは、今新町通りからきれいに家つらが真っすぐ並んでおりますところが、それをされることによって、でこぼこ、きれいな通りが、唯一の新町のきれいな通りが見えなくなってまいります。ですから、建築基準法を緩和して下がらなくてもよろしいですよと、今の位置に建ててもよろしいですよという内容を検討していただくための委員会でございます。これをしないと、そのまま四メートルまで下がらなさい。形、色、もろもろについて規制がかかりますので、この伝統的な新町の町並みの保存が壊れてしまいます。ですから、今決まっておる建築基準法を緩和しようという意味で取り組んでおります。

もう一点の委員組織なんですけれども、十五名以内というようの中で、検討委員会を設置するについて多方面からの書類を集めた中で、都市計画、建築、文化財、消防の各分野で御専門にされておる方々を委員の方にごうかなと、後は内部で関係する課長、部長というふうな内部組織も考えておるのですけれども、主には建築に関する、都市計画に関する、防災に関する方々を中心に考えております。

以上でございます。（「五番」の声あり）

○議長（川村家廣） 太田好紀議員。

○五番（太田好紀） ということは、専門的な人を選ぶということになるということですね。そのくらい十五人も要りますんでしょうか。防災とかすべてを合わせて、それくらい要るのかなというのが一つです。たくさんおたつて別に支障はないことですからね。十五人以上ということですからね。

ただ、そしてそれに対して附則で、報酬って出ていますね。新しく委員会を作ることですけれども、日額一万円と。いろんな形の中で、委員会とか今五條市がやっているいろんな委員会において、これは高すぎるないつも思っているわけですよ。というのは、一日みっちり研修をするということはほとんどないと、午前中にやって午前中に終わるか、昼からやって二時間くらいで終わるか。それに日額一万円って、これは大変高いのじゃないかと。これだけ違うのですけど、僕はほかもいろいろと考えてきたわけですからね。これもまた一万円ということ、なっているのですけれどもね。この一万円の根拠というのは、どういう根拠なんですかね。

○議長（川村家廣） 森本都市整備部長。

○都市整備部長（森本元三）根拠というのは、伝統的建造物群保存地区の審査委員会というのがございまして、それに類似する委員という形で同額を考
えております。（「五番」の声あり）

○議長（川村家廣）太田好紀議員。

○五番（太田好紀）類似するというだけでも、今後今財政状況が厳しい状況の中で、類似するとかじゃなくて、それだけの値打ちがあるんだっという
ですけれどもね。たかが一日も協議しないでしよう。どんな委員会でもそうですけれどもね。一日みたいな協議すること、まずあり得ないと思うので
す。大概一時間プラス二時間くらいかなと。それで、これだけの日当をね。まあそれは県外からとか遠方からというのだったら、これは日額でもそら
見えない部分とか必要かもわかりませんね。ところが、五條市内とかになれば、当然これは高いのじゃないかなと。そやからその辺の人の選び方によ
ってもいろいろ変わるかわかりませんが、まず職員も声がかかる、当然職員は論外として、そやけど外部からする場合において、一万円が本当
に妥当であるか。これは全体的に僕は精査しなければいけないと常々思っていますので。そやから類似するからといって、今こういう形するとき、
本当に一万円が正しいのかね。財政が厳しい状況やと言いながら、こんなことにはきちっと。だから、専門知識の人は相当費用もかかるかもしれませ
んけれども、そこらの認識も深めてもらって、全体的にそういうことも見直していかなければならぬと、私は思っております。

だからそういうことも踏まえて検討は、再度見直してほしいなという気持ちがいっぱいであるんですが、そう簡単にはできないかもしれません。こ
れは全体の話ですね。そこらも踏まえて一万円が妥当であるのか、ないのかということだけ、どうぞ言ってください。

○議長（川村家廣）辰巳市長公室長。

○市長公室長（辰巳信也）失礼いたします。

五番太田議員の質問にお答え申し上げます。

御指摘のように、非常勤特別職の報酬につきましては、特別職の職員で非常勤のもの報酬、費用弁償に関する条例におきまして、それぞれの職に
対する報酬の額等が規定されておりまして、これにつきましては、平成八年より一部を除いて一般的な見直しは行われておりません。

議員御指摘のとおり適正な報酬額や支払区分については、十年以上にわたって見直しがなされていないことや、それ以降の議会議員、常勤特別職、
更には一般職の給与改定の動向等から近々にも検討する余地があるものと考えているものでございます。

なお、実働時間、また職務内容等につきましては、それぞれ独自性があることから担当課の意見を集約するために全庁的な課題として来年度以降に
おきまして、見直しに向けた取組を進めてまいりたいと考えているところでございます。

よろしくお願い申し上げます。(「五番」の声あり)

○議長(川村家廣) 太田好紀議員。

○五番(太田好紀) そういうならば、そういうことも踏まえて今後検討していただきたいと思えます。

終わります。(「四番」の声あり)

○議長(川村家廣) 四番堀川浩美議員。

○四番(堀川浩美) 建築基準法というのは、これはいつ決まったのですか。

○議長(川村家廣) 森本都市整備部長。

○都市整備部長(森本元三) 四番堀川議員の御質問にお答えさせていただきます。

建築基準法というものは、詳しく御説明申し上げるにはちょっと時間の方をいただきましたので、後日、法を含めて御説明にまいりたいと思うのですが、御了承いただけませんか。(「四番」の声あり)

○議長(川村家廣) 四番堀川浩美議員。

○四番(堀川浩美) 先ほど四メートルというお話がございましたが、今現在は何メートルあるのですか。

○議長(川村家廣) 森本都市整備部長。

○都市整備部長(森本元三) 今現在の道路幅なんですけれども、平均的に三メートル二〇から三メートル五〇くらいでございます。(「四番」の声あり)

○議長(川村家廣) 四番堀川浩美議員。

○四番(堀川浩美) ということは、新町の町並みは全部建築法違反になっているわけですね。

○議長(川村家廣) 森本都市整備部長。

○都市整備部長(森本元三) いいえ、御存じのとおり新町地区はかなり古い家並みでございます。建築基準法制定前の町並みでございますから、違反ということになっておりません。(「四番」の声あり)

○議長(川村家廣) 四番堀川浩美議員。

○四番(堀川浩美) ありがとうございます。

○議長(川村家廣) 質疑を終わります。

本案は厚生建設常任委員会に付託いたします。

○議長（川村家廣）次に日程第九、議第五号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（川西敏美）議第五号 特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例等の一部改正について。

○議長（川村家廣）提案理由の説明を求めます。辰巳市長公室長。

〔市長公室長 辰巳信也登壇〕

○市長公室長（辰巳信也）失礼いたします。

ただいま上程いただきました議第五号 特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例等の一部改正について提案理由の御説明を申し上げます。誠に恐れ入りますが、お手元の議案書二十二ページから二十三ページを御覧ください。

本案は、平成二十二年二月三日付け五條市特別職報酬等審議会答申に基づく給料月額等の改正並びに、平成二十一年人事院勧告に伴う特別職の職員給与に関する法律の一部改正に基づく期末手当支給月数の改正でございます。第一条におきましては、特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例についてを、第二条におきましては、教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例について、それぞれ所要の改正をいたしております。

それでは、改正内容について御説明申し上げます。

まず、改正条例中第一条でございますが、本則第六条に規定されております期末手当について、準用規定であります一般職の職員の給与に関する条例第十五条第二項の改正に伴い、「一〇〇分の一四〇」を「一〇〇分の一二五」に改めた上、六月期末手当支給月数を現行の「一〇〇分の一六〇」から「一〇〇分の一四五」に改めるものでございます。

なお、御承知のとおり、十二月期末手当支給月数の改正につきましては、去る十二月定例市議会において、既に御承認をいただいたところでございますので、説明は割愛させていただきます。

次に、当該条例第三条関係でございますが、別表第一中、市長の給料月額について、現行の「九十万二千元」を「八十一万二千元」に、同じく副市

長の給料月額を、現行の「七十六万円」を「六十八万四千円」に、それぞれ改めるものとございます。

次に、平成二十一年一月一日から平成二十三年四月二十一日までの間、別表第一に規定された市長の給料月額から、当該月額に一〇〇分の三〇を乗じて得た額を減じる旨を規定いたしております附則第九項を削除し、同第十項を第九項に繰り上げるものとございます。

続きまして、改正条例中第二条でございますが、本則第二条第一項に規定されております教育長の給料月額について、現行の「六十七万四千円」を「六十万六千円」に改めるものとございます。

また、附則につきましては、施行期日を平成二十二年四月一日といたしております。

以上、よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（川村家廣）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

本案は総務文教常任委員会に付託いたします。

○議長（川村家廣）次に日程第十、議第六号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（川西敏美）議第六号 一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について。

○議長（川村家廣）提案理由の説明を求めます。辰巳市長公室長。

〔市長公室長 辰巳信也登壇〕

○市長公室長（辰巳信也）失礼いたします。

ただいま上程いただきました議第六号 一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について提案理由の御説明を申し上げます。誠に恐れ入りますが、お手元の議案書二十四ページから二十七ページを御覧ください。

本案は、平成二十一年人事院勧告に伴う一般職の職員の給与に関する法律及び一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律の一部改正に基づく時

間外勤務手当の支給割合の引上げ並びに期末手当支給月数の改正でございます。第一条におきましては、「一般職の職員の給与に関する条例」について、第二条におきましては、「職員の勤務時間、休暇等に関する条例」についてを、それぞれ所要の改正をいたしております。

それでは、本案改正の要旨について御説明申し上げます。

まず、第一といたしましては、一箇月六十時間を超える時間外勤務について、当該時間外勤務手当の支給割合を、現行の「一〇〇分の一二五」または「一〇〇分の一三五」から「一〇〇分の一五〇」に引上げる旨の改正でございます。これに伴い同じく一箇月に六十時間を超える時間外勤務を行った職員に対して、当該時間外勤務手当の支給割合の引上げ分の支給に代えて、時間外勤務代休時間を指定することができることとしたところでございます。

次に、第二といたしましては、期末手当支給月数の改正でございます。一般職の職員に対する六月期期末手当支給月数を現行の「一〇〇分の一四〇」から「一〇〇分の一二五」に改め、同じく再任用職員の六月期期末手当支給月数を「一〇〇分の七五」から「一〇〇分の六五」に改めるものでございます。

なお、御承知のとおり、十二月期期末手当支給月数の改正につきましては、去る十二月定例市議会において、既に御承認をいただいたところでございますので、説明は割愛させていただきます。

続きまして、改正内容について御説明申し上げます。

改正条例中第一条でございますが、第九条におきましては、改正に伴う引用条文の整理でございます。

次に、前述の時間外勤務手当の支給等に係る所要の規定三項を第十条にそれぞれ追加するものでございます。

次に、第十五条第二項及び第三項におきましては、期末手当支給月数の改正でございます。

続きまして、改正条例中第二条でございますが、時間外勤務代休時間の規定を第七条の二として新たに追加するとともに、第十条にあつては、改正に伴う引用条文について整理を行ったものでございます。

また、附則につきましては、施行期日を平成二十二年四月一日といたしております。

以上、よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（川村家廣） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

本案は総務文教常任委員会に付託いたします。

○議長（川村家廣）次に日程第十一、議第七号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（川西敏美）議第七号 五條市立居宅介護支援事業所条例の一部改正について。

○議長（川村家廣）提案理由の説明を求めます。水協健康福祉部長。

〔健康福祉部長 水協正雄登壇〕

○健康福祉部長（水協正雄）失礼いたします。

ただいま上程されました議第七号 五條市立居宅介護支援事業所条例の一部改正について提案理由の御説明を申し上げます。

この条例の一部改正につきましては、現在休止をしております西吉野居宅介護支援事業所を廃止いたしまして、大塔居宅介護支援事業所と統合するために行うものでございます。

それでは、議案の要旨を御説明申し上げます。

恐れ入りますが、お手元の議案書の二十八ページ、二十九ページを御覧ください。

五條市立居宅介護支援事業所は、西吉野居宅介護支援事業所と大塔居宅介護支援事業所の二箇所があります。このうち西吉野の事業所につきましては、県の指導のもと、平成二十一年四月一日から休止しております。現在、大塔事業所の方が、西吉野・大塔地域のケアプラン作成業務を行っており、今後も引き続き介護保険業務を行うため、本条例の一部を改正するものでございます。

改正内容につきまして、第二条事業所の名称及び位置について、それぞれ、名称を「西吉野・大塔居宅介護支援事業所」、位置を「五條市西吉野宗川野九七番地」に改めるものでございます。

なお、この条例は平成二十二年四月一日から施行するものでございます。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしく御審議いただきまして、御議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（川村家廣）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。（「五番」の声あり）

○議長（川村家廣）太田好紀議員。

○五番（太田好紀）ちょっと一点お聞きしたいのですけれども、これは西吉野が二十一年四月に休所したということで、これを統合するということで、名称が西吉野・大塔居宅介護新事業所ということで、番地が西吉野の宗川野七九番地ということですから、西吉野を休所しているんだつたら、大塔の番地にした方がいいんじゃないですか、いやわかりませんがね。西吉野を休所して大塔が基本になっているんでしょう。そやから統合したのだつたら、大塔の方の地番にするのが普通なのかなと私は思うのですけれどもね。その辺はどうですか。

○議長（川村家廣）水脇健康福祉部長。

○健康福祉部長（水脇正雄）五番太田議員の質問に自席からお答えをさせていただきます。

そういうことなんでございますけれども、一年間西吉野を休所しております、県の方の担当の長寿社会課とも協議をいたしました。やはり統合した方がということで。そして、場所につきましては、うちの五條市立ですので、市の方ということで、うちの内部で検討いたしました。現在西吉野の宗川野の事業所でケアマネージャがおりまして、実際にケアプラン、介護認定を受けた方のケアプランを作成しております。そういう形で宗川野の方に事業所を統合して置かせていただくという判断をさせていただいたということです。（「五番」の声あり）

○議長（川村家廣）太田好紀議員。

○五番（太田好紀）わかるのですけれども、大塔の方が広いでしょう、西吉野より。いやいや構わないのですよ、西吉野でも、僕はどっちでもいいのですけれども。そやから休所しておるのに、建物にしても大塔の方がまだ新しくてすごくいい建物ですね。そやからそういう形のもので、まあどっちでもいいのですけれども、それが妥当であるのだつたらそれでいいのですけれどもね。ちょっとそのようにおかしいなと思ったので、そういうことです。結構です、もう。

○議長（川村家廣）質疑を終わります。

本案は厚生建設常任委員会に付託いたします。

○議長（川村家廣）次に日程第十二、議第八号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（川西敏美）議第八号 五條市立大塔診療所条例の一部改正について。

○議長（川村家廣）提案理由の説明を求めます。水脇健康福祉部長。

〔健康福祉部長 水脇正雄登壇〕

○健康福祉部長（水脇正雄）失礼いたします。

ただいま上程いただきました議第八号 五條市立大塔診療所条例の一部改正につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

今回の改正につきましては、診療日、診療時間の規定を五條市立大塔診療所条例の施行規則に委任するため本条例の一部を改正するものであります。恐れ入りますが、議案書の三十一ページを御覧ください。

改正内容につきましては、五條市大塔診療所条例（平成十七年六月五條市条例第六十一号）の第四条、すなわち診療日、診療時間でございますけれども、これを削り、施行規則に委任いたしまして、第五条から第七条まで一条ずつを繰り上げてまして、別表中、別表第六条関係を別表第五条関係に改めるものでございます。

施行につきましては、平成二十二年四月一日から施行いたします。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（川村家廣）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

本案は厚生建設常任委員会に付託いたします。

○議長（川村家廣）次に日程第十三、議第九号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（川西敏美）議第九号 五條市携帯電話エリア整備施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について。

○議長（川村家廣）提案理由の説明を求めます。森本総務部長。

〔総務部長 森本敏弘登壇〕

○総務部長（森本敏弘）ただいま上程いただきました議第九号 五條市携帯電話エリア整備施設の設置及び管理に関する条例の一部改正につきまして提案理由の御説明を申し上げます。

議案書の三十二ページを御覧いただきたいと存じます。

本条例の改正内容につきましては、今年度の国の経済対策の一環として平成二十二年十二月定例議会におきまして御議決をいただきました五條市携帯電話エリア施設整備の設置及び管理に関する条例の制定により西吉野町津越、西日裏、勢井、永谷及び大塔町惣谷、篠原の六箇所に基地局設置の施設の設置が決まりました。その後、事業の推進に伴い、六箇所の工事費用の削減を精査いたしましたところ、補助内示額以内に二箇所でも追加の工事がねん出できる可能性が判明をいたしました。そのため更なる携帯電話の不感エリア解消を国に対して強く陳情活動を行ったところ、西吉野町平雄地区及び川股地区の整備が承認されました。

そういうことで、第二条中、「篠原携帯電話エリア整備施設」の次に「平雄携帯電話エリア整備施設及び川股携帯電話エリア整備施設」の二箇所を基地局施設の増設するために、条例の一部を改正するものでございます。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行することと明記しております。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（川村家廣）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

本案は総務文教常任委員会に付託いたします。

○議長（川村家廣）次に日程第十四、議第十号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（川西敏美）議第十号 五條市火災予防条例の一部改正について。

○議長（川村家廣）提案理由の説明を求めます。鶴田消防長。

〔消防長 鶴田 剛登壇〕

○消防長（鶴田 剛）ただいま上程いただきました議第十号 五條市火災予防条例の一部改正について提案理由の御説明を申し上げます。議案書の三十四ページから三十六ページを御覧願います。

改正理由であります。個室型店舗の防火安全対策を推進する必要があるのと、建築基準法施行令の改正に伴い、所要の規定の整備を行うものであります。附則につきましては、施行日を定めたものであります。

以上で議第十号の提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（川村家廣）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

本案は総務文教常任委員会に付託いたします。

○議長（川村家廣）次に日程第十五、議第十一号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（川西敏美）議第十一号 五條市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について。

○議長（川村家廣）提案理由の説明を求めます。鶴田消防長。

〔消防長 鶴田 剛登壇〕

○消防長（鶴田 剛）続きまして、ただいま上程いただきました議第十一号 五條市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について提案理由の御説明を申し上げます。

議案書三十七ページを御覧願います。

改正理由であります。消防法の一部を改正する法律が施行されたため、同法を引用する当該条例の条ずれを整理するものであります。附則につきましては、条例の施行期日を公布の日から施行と定めたものでございます。

よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（川村家廣）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

お諮りいたします。本案につきましては討論並びに委員会付託を省略したいと思っておりますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（川村家廣）御異議なしと認めます。よって本案は討論並びに委員会付託を省略することに決しました。

これより本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（川村家廣）御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

○議長（川村家廣）次に日程第十六、議第十二号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（川西敏美）議第十二号 五條市立西吉野地区ゲートボール競技場条例の廃止について。

○議長（川村家廣）提案理由の説明を求めます。水脇健康福祉部長。

〔健康福祉部長 水脇正雄登壇〕

○健康福祉部長（水脇正雄）ただいま上程されました議第十二号 五條市立西吉野地区ゲートボール競技場条例の廃止について提案理由の御説明を申し

上げます。

この条例の廃止につきましては、合併時に制定されたゲートボール競技場土地賃貸契約について、契約終了となるため行うものでございます。それでは、議案の要旨を御説明申し上げます。

恐れ入りますが、お手元の議案書三十九ページから四十ページを御覧ください。

五條市西吉野地区ゲートボール競技場条例は、地域住民の健康保持と体力増進を図るため、合併時に制定されましたが、ゲートボール競技場土地賃貸契約第五条によります五年間の契約満了日の半年前の平成二十一年九月に、五條市から西吉野地区、茄子原地区、城戸地区のゲートボール競技場契約者に、契約更新について協議をさせていただいた結果、契約終了の同意を得ましたので、五條市の財政状況や旧五條市内のゲートボール場との均衡を図るため、本条例を廃止するものであります。

なおこの条例は、平成二十二年四月一日から施行するものであります。

以上で、提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議いただき、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（川村家廣）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

本案は厚生建設常任委員会に付託いたします。

○議長（川村家廣）次に日程第十七、議第十三号及び議第十四号の二議案を一括して議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（川西敏美）議第十三号 財産（消防ポンプ自動車）の取得について。

議第十四号 財産（水槽付消防ポンプ自動車）の取得について。

○議長（川村家廣）提案理由の説明を求めます。鶴田消防長。

〔消防長 鶴田 剛登壇〕

○消防長（鶴田 剛）ただいま上程いただきました議第十三号 財産（消防ポンプ自動車）の取得について及び議第十四号 財産（水槽付消防ポンプ自動車）の取得について、併せて提案理由の御説明を申し上げます。

議案書の四十一ページ及び四十二ページを御覧いただきたいと思います。

両議案は、九月議会において御承認をいただきました平成二十一年度一般会計補正予算（第二号）におきます、国の地域活性化・経済危機対策臨時交付金事業として行う事業でございます。

地方自治法第九十六条第一項及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第三条の規定により、議会の議決を求めらるるものであります。

まず、議第十三号によります取得する財産の名称及び数量は、「消防ポンプ自動車一台」でございます。

契約の方法は、去る二月五日に四社において指名競争入札により執り行いました。その結果につきましては、消費税込みの金額で株式会社モリタ大阪支店二千九百四十万円、長野ポンプ株式会社二千九百九十二万五千円、小川ポンプ工業株式会社三千二百二十五万円、日本機械工業株式会社大阪営業所三千三百九十一万五千円でございます。

よって購入予定金額は、本入札の落札金額であります「二千九百四十万円」で、消費税込みの金額であります。

なお、請負率は、九九・六六パーセントでございます。

購入先は、落札者であります「大阪市生野区小路東五丁目五番二十号 株式会社モリタ大阪支店支店長●●●●」でございます。

続きまして、議第十四号によります取得する財産の名称及び数量は、「水槽付消防ポンプ自動車一台」でございます。

契約の方法は、去る二月五日に四社において指名競争入札を執り行いました。その結果につきましては、消費税込みの金額で株式会社モリタ大阪支店三千九百三十七万五千円、小川ポンプ工業株式会社四千二十七万八千円、日本機械工業株式会社大阪営業所四千八十一万三千五百円、長野ポンプ株式会社四千五百五十万五千円でございます。

よって購入予定金額は、本入札の落札金額であります「三千九百三十七万五千円」で、消費税込みの金額であります。

なお請負率は九九・六八パーセントでございます。

購入先は、落札者であります「大阪市生野区小路東五丁目五番二十号 株式会社モリタ大阪支店支店長●●●●」でございます。

以上で両議案の提案理由の御説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（川村家廣）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。（「九番」の声あり）

○議長（川村家廣）九番益田吉博議員。

○九番（益田吉博）新しく消防自動車を買っていただいて、していただくのは大変結構かと思っっているのですけれども、ちょっと関連質問になるかもわかりませんが、消防本部で買われる消防車ですな、もちろん。新しい台数を増やされるのか、消防自動車が古くなって耐用年数というのか、たつて新しいものを購入されるのか、ちょっとお聞きしたいのですけれども。

○議長（川村家廣）鶴田消防長。

○消防長（鶴田 剛）説明させていただきます。

一台につきましては、耐用年数が来ておりますので、これは購入時に一台はボツにします。またもう一台につきましても、購入時に耐用年数は来ていませんが、新しい車に入れ替える予定です。

以上です。（「九番」の声あり）

○議長（川村家廣）九番益田吉博議員。

○九番（益田吉博）耐用年数が何年になるのか、私ちょっとわかりませんが、もちろん消防自動車を買っていただくのはいいことなんですけれども、もしたら各団の消防ポンプ車ですけれども、今まででしたら大体十五年たったら買い換えてきていたと思うのですけれども、今最近各団の消防車の入れ替えというのをやっていないと思うのですけれども、今各団で十五年以上たった古い消防自動車というのは、何台くらいあるのですか。

○議長（川村家廣）鶴田消防長。

○消防長（鶴田 剛）それにつきましては、資料を持ってきておりませんので、後日また議員さんの方に説明させていただきます。（「九番」の声あり）

○議長（川村家廣）九番益田吉博議員。

○九番（益田吉博）資料なかったらしゃないかもわかりませんが、別段私暫時休憩するつもりはありませんけれども（笑声）消防本部の自動車ももちろん新しい耐用年数が来ておる、来ておらんにかかわらず、もちろん先ほど申し上げましたように、入れ替えしていただくということは大変有り難いことですが、各団でも十五年以上経過した、以前でしたら十五年で新しいのと入れ替えとったわけなんですけれども、そういう車も何台あるんじゃないかなと、最近入れ替えておりませんので。

今後、消防長におかれましては、もちろん自分とこの消防本部の車ばかり入れ替えるのじゃなくして、各団で奉仕活動をしていただいている消防団員、たくさんおられるわけですから、そういう各団の消防自動車もそんな耐用年数来るまでに買い替えれとは私は申し上げませんが、買い替えていただきたいなと思いますので、今後の方針をお聞かせ願いたいと思います。

○議長（川村家廣） 鶴田消防長。

○消防長（鶴田 剛） 各団の消防自動車の使用状況を確認しまして、議員言われる方向で検討したいと思います。（「九番」の声あり）

○議長（川村家廣） 益田吉博議員。

○九番（益田吉博） そういう方向で検討してやっていただきたいと思います。

各消防団の奉仕活動をされておる方におかれましては、なんで本部の車だけがさらばっかりになっていくんぞよと、俺らは奉仕活動でやっとなるんやんかよということにもなりかねませんので、これは消防長にも市長にも特にお話しておきたいと思しますので、よろしくお願い申し上げたいと思います。（「七番」の声あり）

○議長（川村家廣） 七番藤富美恵子議員。

○七番（藤富美恵子） 耐用年数がきた車ときていないけれども買い替えるということですが、それでは買い替えた古い消防車、消防長これはどうされるのですか。

○議長（川村家廣） 鶴田消防長。

○消防長（鶴田 剛） 古い消防自動車については、廃車いたします。（「七番」の声あり）

○議長（川村家廣） 七番藤富美恵子議員。

○七番（藤富美恵子） はい、ちよっと今、ここに資料がないのですけれども、大和郡山市では動かなくなった、動いていない、全然動かない消防車をオークションで上手に売ったというのを聞いております。財政難でございますので、その廃車って、耐用年数も来ていない車がありますので、ですから、廃車、廃車って、何か九九・何パーセントという高い落札率で買われたのですから、収入を得るような方法で上手に処分していただきたいと思うのですが、いかがですか。

○議長（川村家廣） 鶴田消防長。

○消防長（鶴田 剛） 今の質問、そういうような形でできれば検討したいと思いません。

ただ一台につきましては、ポンプ自動車のポンプが故障して使用できない状態になっているので買い替えるということですので、これについては、今後使用できないかなと思っております。

以上です。（「七番」の声あり）

○議長（川村家廣）七番藤富美恵子議員。

○七番（藤富美恵子）そしたらまた後で申し上げますけれども、その資料を見てから。

動かない、全く動かない車でもオークションにかけて売り払ったということでございます。今後どのようにされるのかというのは、また報告していただけますか。お願いいたします。

○議長（川村家廣）鶴田消防長。

○消防長（鶴田 剛）よくわかりました。

○議長（川村家廣）質疑を終わります。

本二議案は総務文教常任委員会に付託いたします。

○議長（川村家廣）次に日程第十八、議第十五号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（川西敏美）議第十五号 平成二十一年度五條市一般会計補正予算（第四号）議定について。

○議長（川村家廣）提案理由の説明を求めます。森本総務部長。

〔総務部長 森本敏弘登壇〕

○総務部長（森本敏弘）ただいま上程いただきました議第十五号 平成二十一年度五條市一般会計補正予算（第四号）議定につきまして提案理由の御説明を申し上げます。

別冊の一般会計補正予算書（第四号）を御覧いただきたいと思います。一ページをお開き願います。

今回の補正予算は歳入歳出それぞれ七億九千九百四十二万円の追加でございまして、歳入歳出の予算額はそれぞれ百七十九億七千八百二十八万三千円となります。

八億近くの補正予算となりましたが、国の第二次補正におきまして予算化された地域活性化・きめ細かな臨時交付金を有効に活用するため、今回の補正で総額三億三千八百五十四万円を予算化いたしました。

また、勸奨退職者等の退職手当五億八千三百九十四万八千円がその大半でございます。

地域活性化・きめ細かな臨時交付金の概要を申し上げますと、あすの安心と成長のための緊急経済対策としてきめ細かなインフラ整備等を支援するために、一〇分の一〇を交付金として交付するもので、国の二十一年度第二次補正予算で創設された制度でございます。

本交付金の予算額は五千億であり、第一次交付金の総額が四千五百億でございます。残りの五百億につきましては、効果が高いと見られる事業に再配分されます。それをも見込んで実施計画書を提出しております。本市の場合、二億一千九万一千円が交付されます。

続きまして、五ページの第二表繰越明許費について説明を申し上げます。

繰越明許費につきましても、先ほど申しましたとおり地域活性化・きめ細かな臨時交付金事業を今回の三月補正で予算化する関係で、時間的に年度内のしゅん工が見込めないものが大多数で、繰越の措置をとらせていただきました。

第二表のうち、交付金に関する事業を順に申し上げますと、庁舎改修事業五百五十万円、西吉野支所庁舎及び設備改修事業六百二十万円、旧西吉野小学校漏水改修事業二十万円、西吉野コミュニティセンター空調設備改修事業二百万円、福祉センター修繕事業五十万円、花咲寮施設改修事業三千四百八十四万四千円、保育所施設修繕事業三百五十万円、ごみ焼却施設改修事業一千二百万円、道路等改良事業一千二百万円、し尿処理施設改修事業一千七百万円、大塔町し尿中継タンク施設の事業八百五十万円、市単独土地改良事業二千九百九十万円のうち、九百四十万円、林道維持修繕事業一千五百万円、県単林道改良事業六百万円。

六ページに移りまして、星のくに施設改良事業一千八百七十五万円、きずみ館施設修繕事業七百万円、道路維持修繕事業五千五百二十二万円、道路新設改良事業一億四千九百九十六千円のうち、一億二千九百五十万二千円、橋梁維持修繕事業五百九十万円、河川維持修繕事業九百九十万円、都市公園施設維持修繕事業六百十四万円のうち、四百八十万円、都市下水路維持修繕事業二十万円、新町地区重伝建推進事業二千五百万円、公営住宅屋根ふき替え事業七百万円、下水路整備事業六百万円、消防ポンプ自動車購入事業六千九百三十八万八千円、消防施設整備事業百六十五万円、消防水利修繕事業百五十万円、消火栓整備事業百二十四万円、七ページに移りまして幼稚園改修事業一千八百五十万円のうち一千三百五十万円、幼稚園耐震診断事業一

千万円、小学校改修事業一千五百万円、中学校改修事業五百四十万円のうち二百四十万円、中学校地震補強事業三億四千七百三十五万円、地区公民館改修事業百五十万円、集会所改修事業百七十万円、中央公民館改修事業五百万円、図書館改修事業五百万円、文化体育センター改修事業七十万円、体育施設改修事業二千八百万円、給食センター設備改修事業一千二百万円の四十一事業が交付金を活用した充当事業でございます。

いずれの事業も補正予算の議決をいただいた後は、速やかに業者選定等に取り掛かりまして、平成二十二年度中のしゅん工を予定いたしております。次に、交付金以外の繰越事業につきまして、御説明を申し上げます。

五ページに戻っていただきます。

二款総務費、空き家再生等推進事業一千三百万円を繰り越すことにつきましては、施設の設計及びプロデュース内容の調整に時間を要したため繰り越すものでございます。しゅん工は平成二十三年三月末を予定いたしております。

携帯電話不感地域解消業務委託二億八千五百万円につきましては、計画変更や各種関係機関等との協議に時間を要したため、繰り越すものでございます。しゅん工は平成二十二年九月末を予定いたしております。

三款民生費、子ども手当システム改修委託五百三十五万七千円を繰り越すことにつきましては、国の二次補正予算を活用し、今回の三月補正で予算化する関係で、時間的に年度内のしゅん工が見込めないため、繰越の措置をとらせていただきました。

四款衛生費、ごみ焼却施設大規模改修事業二億二千九百万円につきましては、機械の性能と実施設計の調整に不足の日数を要したため繰越してございます。三年計画の二年目でございます。事業のしゅん工は二十三年二月末を予定いたしております。

六ページに移りまして、六款商工費、赤谷キャンプ場建設事業四千八百万円につきましては、事業の実施時期が冬季の降雪凍結期と重なり、不足の日数を要したため繰越いたします。しゅん工は平成二十二年七月を予定いたしております。

七款土木費、五條中央公園建設事業四千六百一十一万五千円につきましては、事業計画地の一部に国土交通省管理の河川区域があり、公園内の計画変更に不足の日数を要したため、繰越いたします。しゅん工は平成二十三年三月末を予定いたしております。

金剛山麓野鳥の森整備事業五百十万円につきましては、地元自治会との協議を実施設計に反映するために、不足の日数を要したため、繰り越いたします。しゅん工は平成二十二年十二月末を予定いたしております。

八款消防費、J-ALERT全国瞬間警報システムの構築事業二百八十五万円につきましては、国の技術検討に時間を要し、本市の事業整備についても年度内に事業着手できないため、繰越しをいたします。しゅん工は平成二十二年九月末を予定いたしております。

七ページに移りまして、十一款災害復旧費五千六百二十二万六千円につきましては、工事施行に必要な敷地の交渉に不足の日数を要したこと等により、繰り越すもので、しゅん工は平成二十二年九月末を予定いたしております。

以上で繰越明許費の説明を終わります。

続きまして、八ページを御覧願います。

第三表地方債の補正について御説明申し上げます。

これにつきましては、勸奨制度による退職者の退職手当の財源として、退職手当債二億八千二百五十万円の追加と、現年度公共土木施設災害復旧事業の査定による減額に伴う限度額の変更を行うものでございます。

次に歳出の説明をさせていただきます。

歳出につきましては、十七ページからの説明となりますが、今回の補正予算は、本年度予算の編成以降の二十一年四月の人事異動等による人件費の増減と、きめ細かな臨時交付金事業がほとんどでございますので、主なものについて説明申し上げますので御了承賜りたいと存じます。

二款総務費、一項総務管理費、一目一般管理費、三節職員手当等五億四千二百五十九万四千円につきましては、勸奨退職者等二十二名分の退職手当五億四千七百二十九万三千円等を追加するものでございます。

他の費目におきましても、人事異動並びに機構改革によりまして、予算要求時と実際の人員配置に差異が生じた結果、人件費の補正をいたしております。

六目財産管理費、十五節工事請負費五百五十万円につきましては、交付金を活用し、庁舎等整備工事を行うものでございます。

十五目西吉野支所費、十五節工事請負費四百二十万円につきましては、交付金を活用し支所、庁舎等を改修するものでございます。

十八ページをお開き願います。

二十目財政調整基金費、二十五節積立金二百万円につきましては、長期的視野に立ち計画的な財政運営をするための基金の積立でございます。

二十一目公共施設整備基金、二十五節積立金百万円につきましては、公共施設の設定をするための基金の積立でございます。

二十三節ふるさと五條市応援基金費、二十五節積立金十六万円は、ふるさと納税をしていた六人の方々の寄附金を積み立てるものでござい

ます。二十四目減債基金費、二十五節積立金二百万円につきましては、市債の繰上償還の財源等に備え積み立てるものでございます。二十五目職員退職手当基金費、二十五節積立金四百万円につきましては、水道事業会計からの繰入金を積み立てるものでございます。

二十ページをお開き願います。

三款民生費、一項社会福祉費、二目障害福祉費、二十節扶助費二千二百八十万円につきましては、報酬改定による障害者自立支援給付金の増加及び県の措置施設の体系換え等に伴い市の負担が増加したことにより障害福祉サービス費給付費を追加するものでございます。

二十一ページをお開き願います。

三款民生費、一項社会福祉費、九目老人福祉施設費、十五節工事請負費百万円につきましては、交付金を活用し、花咲寮を改修するものでございます。十三目介護保険推進費、二十八節繰出金三百七十八万四千円につきましては、介護保険特別会計において人件費の不足に対する追加の繰出金でございます。

二十二ページをお開き願います。

三款民生費、二項児童福祉費、六目児童福祉施設費、十一節需用費三百五十万円につきましては、交付金を活用し、保育所四施設を修繕するものでございます。十目子育て応援特別手当事業債二千七百七十八万九千円の減額につきましては、国の事業執行停止により減額するものでございます。

二十三ページに移りまして、四款衛生費、一項保健衛生費、二目予防費、二十節扶助費九百二十四万五千円につきましては、新型インフルエンザ予防接種に伴う助成金でございます。九目水道事業繰出金、二十八節繰出金三千七百万円につきましては、交付金事業の実施に伴う簡易水道特別会計及び水道事業会計に対しての繰出金でございます。

二十四ページに移りまして、四款衛生費、二項清掃費、二目塵芥処理費、十一節需用費七百万円につきましては、五百万円の入札減と一千二百万円の交付金を活用し、焼却施設の修繕を行うものでございます。十五節工事請負費一千二百万円につきましても、交付金を活用し、みどり園の地元対策としての周辺道路改良工事を行うものでございます。三目し尿処理費、十一節需用費一千七百万円につきましても、交付金を活用し、衛生センター施設の修繕を行うものでございます。

五款農林業費、一項農業費、五目農地費、十五節工事請負費八百五十万円につきましては、交付金を活用し表野町の毘沙門池ほか二件の土地改良事業工事を行うものでございます。

二十五ページに移りまして、五款農林業費、二項林業費、二目林道管理費、十五節工事請負費一千五百万円につきましても、交付金を活用し、西吉野地区及び大塔地区で林道の維持補修を行うものでございます。三目林道整備費、十五節工事請負費五百九十四万円につきましても、交付金を活用し、西吉野地区の川股鹿場線及び大塔地区の殿野坪内線の改良工事を行うものでございます。

二十七ページに移りまして、七款土木費、二項道路橋梁費、二目道路維持費、十五節工事請負費四千万円につきましても、交付金を活用し、二見二号線ほか九件の道路維持修繕工事を行うものでございます。三目道路新設改良費、十五節工事請負費五千五百三十万円につきましても、交付金を活用し、市道南垣内線ほか九件の新設改良工事と北部幹線ほか二件の舗装工事を行うものでございます。四目橋梁維持費、十五節工事請負費四百五十万円につきましても、交付金を活用し、橋りょうの維持修繕工事を行うものでございます。

二十八ページに移りまして、七款土木費、三項河川費、一目河川総務費、十五節工事請負費六百万円につきましても、交付金を活用し、南川ほか二件の河川維持修繕工事を行うものでございます。

七款土木費、四項都市計画費、五目街なみ環境施設管理費、十五節工事請負費二千五百万円につきましても、交付金を活用し新町地区の無電柱化に向けた道路修景工事を行うものでございます。

二十九ページに移りまして、七款土木費、六項下水道費、一目下水道整備費、十三節委託料四百万円、十五節工事請負費二百万円につきましても、交付金を活用し、下水道の整備工事を行うものでございます。二十八節繰出金二千一万一千円につきましても、交付金事業の実施に伴う下水道事業及び人件費を下水道事業特別会計へ追加で繰り出すものでございます。

三十ページをお開き願います。

八款消防費、一項消防費、三目消防施設費、十五節工事請負費四百三十九万円につきましても、交付金を活用し消火栓設置工事、消防用ホース乾燥施設新設工事等を行うものでございます。

九款教育費、一項教育総務費、二目事務局費、三節職員手当等三千七十五万三千円につきましても、勸奨退職者等二名分の退職手当三千六百六十五万五千円などを追加するものでございます。

三十一ページに移りまして、九款教育費、二項幼稚園費、一目幼稚園費、十五節工事請負費一千三百万円につきましても、交付金を活用し、旧白銀北幼稚園の園舎撤去工事に係る費用でございます。

九款教育費、三項小学校費、一目学校管理費、十五節工事請負費五百五十万円につきましても、交付金を活用し、各小学校の整備工事を行うものでございます。

九款教育費、四項中学校費、一目学校管理費、十五節工事請負費二百四十万円につきましても、交付金を活用し、五條東中学校の特別支援教室のエアコン設置工事等を行うものでございます。四目中学校地震補強事業費、十五節工事請負費二千三百万円の減額につきましても、野原中学校の二棟中、

一棟の耐震性が確認されたことによる減額でございます。

三十二ページに移りまして、九款教育費、六項社会教育費、三目中央公民館費、十五節工事請負費五百万円につきましても、交付金を活用し、中央公民館の屋上防水工事を行うものがございます。五目図書館費、十五節工事請負費五百万円につきましても、交付金を活用し、利用者用のトイレ改修工事等を行うものがございます。

三十三ページに移りまして、九款教育費、七項保健体育費、三目体育施設費、十一節需用費二百万円につきましても、交付金を活用し、賀名生スイミングプールの過装置の修繕等を行う費用でございます。また、十五節工事請負費八百万円につきましても、交付金を活用し、健民運動場バックネット張り替え工事等を行うものがございます。四目学校給食センター費、十五節工事請負費一千二百万円につきましても、交付金を活用し、給食センターの蒸気配管腐食箇所に対する取替え工事を行う費用でございます。

十一款災害復旧費、一項農林業施設災害復旧費、一目農地災害復旧費、十五節工事請負費九百七十四千円の減額につきましては、国の査定により実施事業の組替え等による減額でございます。

三十四ページに移りまして、十一款災害復旧費、二項公共土木施設災害復旧費、一目道路橋梁災害復旧費、十五節工事請負費三千五百七十二万一千円の減額につきましても、国の査定により実施事業の組替え等による減額でございます。

続いて、歳入につきましては、歳入歳出補正予算書事項別明細書により説明させていただきます。
九ページをお開き願いたいと思います。

十二款分担金及び負担金で四百二十一万円の減額、十四款国庫支出金で一億七千二百二十五万八千円、十五款県支出金で一千九十万三千円、十六款財産収入費で五百六十二万四千円、十七款繰入金で八千三百三十七万六千円、十八款繰越金四千四百九十九万九千円、二十款市債四億九千九百九十九万九千九百九十九円、二十一款寄附金で十六万円をそれぞれ増額いたしました。歳入歳出の均衡を図った次第でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（川村家廣） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。（「五番」の声あり）

○議長（川村家廣） 五番太田好紀議員。

○五番（太田好紀） この補正予算に対しては総務文教常任委員会に付託されるわけですが、今説明をいろいろしていただきましたけれども、より

明確に場所とか、またいろんな事業とか、いろんな分を重ね合わせているものもあります。より明確にわかるように、総務文教委員会の方に資料を提出していただきたいので、ここでその資料要求をお願いしたい。大まかなことで、めっちゃめっちゃ細かいことは書く必要はありませんけれども、ある程度、これだけだったらわかるなあというような形の中での資料を提出していただきたいと思えますので、よろしくお願い申し上げます。（「九番」の声あり）

○議長（川村家廣） 九番益田吉博議員。

○九番（益田吉博） 繰越明許でお伺いいたします。

七ページの保健体育費の体育館施設修繕事業の繰越しの内訳を教えてくださいいただけますか。

○議長（川村家廣） 吉田教育部長。

○教育部長（吉田辰雄） 益田議員の御質問にお答えいたします。

体育施設改修事業の内訳でございますけれども、九月補正でお願いいたしました阿太体育館の屋根改修事業一千万、それ以外はこのたびきめ細かい交付金で予算要求させていただいている部分の繰越しとなっております。（「九番」の声あり）

○議長（川村家廣） 九番益田吉博議員。

○九番（益田吉博） 別に阿太やさかいにって、阿太のことだけ聞くんやないけれどね、地元のこととは私よくわかっているさかいあれやけれども、ほかにもいっぱい繰り越し、施設であるわけですけども、九月の国の緊急の経済対策ということで、地域を活性化しなさいと、業者も暇やし、働くところもないしということ、地域に活性化ということで国からの補助金やと、私はこう解釈しておるのですけれども、それが繰り越してくるといことが、おかしいなど。こんなお金は年度内で消化できる体制をとらないことには、これまた今の森本部長が説明していただいたこの補正予算がまた乗ってくるわけですやろ。今度はまたきめ細かなという予算、きめ細かなということは、また数が増えてくると、職員さん言うたら、仕事の数が増えるということにつながってくると思います。またそこへ新年度予算が出てくるわけですね。今のやつは押してきておるわ、そしてまたこの補正予算が乗ってくるわ、そこに新年度予算がまた乗ってくるわというふうな解釈してよろしいですやろ。

そんな中で、これ阿太の体育館については、穴が開いているわけですわ。屋根が。これこそ緊急と違うのかなと、ほかの道とか、私は十三年間そんな繰越しするようなどころはもう金みたいなの付けること要らんと言うてきた。それでも、用地交渉に時間を要したとか、要するに土地を売ってくれなかったとか、自治会がなんやかんや言うんやとかいうのには時間がかかりますわ。この施設のこういう修理とか、なんで遅れますの。何に時間が

副市長、部長に言うてもしやないさかいに、今私が言うたように、別段職員さんが怠慢で遅れたんでもないと思います。それぞれその職員さんは一生懸命やってくれているだろうと思いますけれども、こんな一遍に荷を掛けたったかって、消化不良起こすと思うわ、職員さんが。

ほんまのと言うて。これを全部繰り越して、また次の補正予算、きめ細かな、これまたオンにしたって、ほんでまた今年の本予算をオンにして、しとったらこんなもん処理していかれへんと思うわ。だから、もうちよつと副市長や公室長は人事異動をやっているんだから、元建設課や農林課でおった子で事務職しておる子もおりますやんか。私も見たら。そこにはそこで設計屋が要るのか、中身はわかりませんで。ふつと見たときに、あの子建設課で図面引つ張つとった子がなんで、技術屋が事務やつとんぞよと、この子ら事務せんと、女の人雇ったかっていけるんちがうのかよと、思う点もそこにはそこで人事に関してはあるのかもわかりませんよ。私は詳しいことがわからんけれども。ふと見たときにね、何でこんな子が事務のところにおんのぞよと思う点がありますので、そうでないと、こんな後へ後へ補正予算出してきて、そら市としても金がないんやから国からやるつちゅうやつはもらつて、手いっぱい広げなければ損やということはわかります。返さんなんこともないし、断らんなんこともないし。しかしそれが消化できる体制を人事の方でとつたらんことには、ずっと消化不良起こしますで、これ。二十二年度の予算通ったかって。と、私は思います。

○議長（川村家廣） 榮林副市長。

○副市長（榮林勝美） 益田議員の質問に答えさせていただきます。

こういうことで、さっきの理由でこうなっているのですけれども、四月からこういうことのないように、一応その辺のことは十分考えていますので、解消していくように考えていきたいと思えます。（議場に声あり）

○議長（川村家廣） 質疑を終わります。

本案は総務文教常任委員会に付託いたします。

○議長（川村家廣） 次に日程第十九、議第十六号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（川西敏美） 議第十六号 平成二十一年度五條市簡易水道特別会計補正予算（第三号）議定について。

○議長（川村家廣） 提案理由の説明を求めます。辻本上下水道部長。

〔上下水道部長 辻本衡司登壇〕

○上下水道部長（辻本衡司）よろしくお願いいたします。

ただいま上程いただきました議第十六号 平成二十一年度五條市簡易水道特別会計補正予算（第三号）議定につきまして提案理由の御説明を申し上げます。

別冊の補正予算書、まず一ページをお開き願います。

今回の補正予算は、歳入歳出それぞれ八千七百万円の追加でありまして、歳入歳出予算総額はそれぞれ五億二千九百四十万円となります。

続きまして、内容につきましては、七ページの歳入歳出補正予算事項別明細書の歳出から御説明を申し上げます。

一款総務費、一項総務管理費、二目施設整備事業費の十三節委託料八百十三万六千円につきましては、次の十五節工事請負費に挙げております事業箇所への補助金の割当て増額に伴いまして、同地区での設計及び監理業務委託料の追加でございます。

同時に、十五節工事請負費七千八百二十八万円につきましては、継続事業であります白銀北地区統合簡易水道整備事業及び統合原水供給施設改修、それと白銀南地区と宇井地区におきまして、国庫補助並びにきめ細かな交付金により工事費予算の追加を行ひまして、事業の進ちよくを図るものがございます。

次に、歳入の予算につきましては、明細書六ページを御覧いただきます。

まず、二款国庫支出金、一項国庫補助金、一目簡易水道事業国庫補助金、一節簡易水道等施設整備事業補助金二千二百四十万円であります。

次に、三款繰入金、一項他会計繰入金、一目一般会計繰入金、一節一般会計繰入金三千百万円、また六款の市債、一項市債、一目簡易水道事業債、一節簡易水道事業債三千三百六十万円を追加いたしましたして、歳入歳出の均衡を図った次第でございます。

そしてまた三ページに戻っていただきまして、第二表の繰越明許費であります。事業名簡易水道施設改良事業につきましては、昨年九月、国の経済危機対策臨時交付金事業で、新たに工事を起工いたしました箇所での二地区と、今回のきめ細かな臨時交付金に対応するもの四地区での、合わせて六千十三万四千円を繰り越すものです。

また、簡易水道整備事業におきましても、国庫補助事業の前倒し追加採択を受けまして、早期の事業完了を図るものがございますが、実施工期の確保のため七千二百三十六万六千円を繰り越すものがございます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（川村家廣）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。
質疑を終わります。

本案は厚生建設常任委員会に付託いたします。

○議長（川村家廣）次に日程第二十、議第十七号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（川西敏美）議第十七号 平成二十一年度五條市下水道事業特別会計補正予算（第三号）議定について。

○議長（川村家廣）提案理由の説明を求めます。辻本上下水道部長。

〔上下水道部長 辻本衡司登壇〕

○上下水道部長（辻本衡司）続きまして、ただいま上程いただきました議第十七号 平成二十一年度五條市下水道事業特別会計補正予算（第三号）議定につきまして提案理由の御説明を申し上げます。

別冊の平成二十一年度五條市下水道事業特別会計補正予算書（第三号）を御覧いただきたいと存じます。
まず一ページをお開き願います。

今回の補正予算は、歳入歳出それぞれ二千一万一千円の追加でございます。歳入歳出予算総額はそれぞれ十四億八千二百四万五千円となります。
追加補正の内容につきましては、五ページの三の歳出の表から説明させていただきます。

一款下水道費、三目公共下水道費の十五節工事請負費一千万円、これは国のきめ細かな臨時交付金によりまして流域関連公共下水道事業費の追加と、またそれらの工事に伴います、地中に埋設された水道管、ガスパ等の移設にかかる費用を二十二節の補償補填及び賠償金六百万円で追加計上したものでございます。

また同様に、二の歳入につきましても、三款繰入金、一項他会計繰入金、一目一般会計繰入金に二千一万一千円を追加計上いたしまして歳入歳出の均衡を図った次第でございます。

続きまして三ページに戻っていただきます。

第二表繰越明許費でございます。

一款、一項下水道費におきまして、国の交付金事業及び補助事業であります公共下水道維持事業、百七十四万五千円、そして流域関連公共下水道事業で当初からの補助事業分と今回の交付金事業を合わせまして八千九百七万四千円、六地区の工事費及び関連の水道、ガス、移設費用を繰越計上によりまして予算、工期の確保を行うとともに、早期のしゅん工を目指したいと考えております。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（川村家廣）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

本案は厚生建設常任委員会に付託いたします。

○議長（川村家廣）次に日程第二十一、議第十八号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（川西敏美）議第十八号 平成二十一年度五條市介護保険特別会計補正予算（第二号）議定について。

○議長（川村家廣）提案理由の説明を求めます。水脇健康福祉部長。

〔健康福祉部長 水脇正雄登壇〕

○健康福祉部長（水脇正雄）失礼いたします。

ただいま上程いただきました議第十八号 平成二十一年度五條市介護保険特別会計補正予算（第二号）議定につきまして提案理由の御説明を申し上げます。

恐れ入りますが、別冊の二十一年度五條市介護保険特別会計補正予算書（第二号）御覧いただきたいと思います。まず一ページをご覧ください。

今回の補正予算額は、歳入歳出それぞれ三百七十八万四千円の追加でございます。歳入歳出の予算総額はそれぞれ三十一億五千三百六十万一千円となります。

それでは四ページの歳入から御説明を申し上げます。

四ページ、六款繰入金、一項他会計繰入金、一目一般会計繰入金三百七十八万四千円の増加につきましては、人事異動に伴います職員給与費等繰入金の追加であります。

次に、同じページの歳出でございます。

一款総務費、一項総務管理費、一目一般管理費、二節給料百万二千円、三節職員手当等五十九万円、四節共済費二百九万二千円につきましては、人事異動に伴います、職員の入れ替えや昇格による不足分の追加であります。

以上で、提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしく御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（川村家廣）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

本案は厚生建設常任委員会に付託いたします。

○議長（川村家廣）次に日程第二十二、議第十九号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（川西敏美）議第十九号 平成二十一年度五條市水道事業会計補正予算（第一号）議定について。

○議長（川村家廣）提案理由の説明を求めます。辻本上下水道部長。

〔上下水道部長 辻本衡司登壇〕

○上下水道部長（辻本衡司）ただいま上程いただきました議第十九号 平成二十一年度五條市水道事業会計補正予算（第一号）の提案理由の御説明を申し上げます。

別冊の補正予算書の一ページを御覧いただきます。

まず第二条業務の予定量におきまして、今回主要な建設改良事業に老朽管更新事業一千二百六十万円、そして基幹水道構造物の耐震化事業に九百三十万二千円を追加するものであります。

それらの財源内訳につきましては、資本的収入及び支出の欄におきまして、第四条、第一款資本的収入、第一項一般会計繰入金で、既決予定額一千万円に対しまして、国の地域活性化・きめ細かな臨時交付金事業補正額六百万円を加えまして、計一千六百万円となります。

また次の第四項の国庫補助金で今回の補正によりまして、二百四十一万七千円となります。

一方で第二項の負担金におきまして、既決予定額より公共工事関係の水道管移設工事負担金一千三百三十五万三千円の実施事業量に対する更正減額を行いまして、資本的収入の差引きは既決予定額四千三百二十六千円に対し、四百九十三万六千円の減額補正で、合計三千八百九万円とするものでございます。

同様に、次の資本的支出におきましても、第二条の業務の予定量で申し上げました交付金事業の追加申請、並びに新たな補助事業化によります追加補正となりますが、第一項の建設改良費で当初の既決予定額より実施額への更正を行い、一千二百七十二万二千円の減額補正となり、資本的支出額の差引き合計は既決予定額三億三千九十二万四千円に対しまして、三億一千九百二十万二千円とするものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願いいたします。

○議長（川村家廣）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

本案は厚生建設常任委員会に付託いたします。

○議長（川村家廣）この際申し上げます。

議第二十号 平成二十二年五條市一般会計予算議定について、お手元に配付いたしておりますとおり訂正の申出がありました。

訂正の説明を求めます。森本総務部長。

〔総務部長 森本敏弘登壇〕

○総務部長（森本敏弘）ただいま議長のお許しを得ましたので、平成二十二年五條市一般会計予算の原案を訂正することにつきまして、その内容について御説明を申し上げます。

お手元に配付済みの別冊平成二十二年五條市一般会計予算書訂正版を御覧いただきたいと存じます。

一ページ目でございます。

一ページ目は、第一表歳入歳出予算であります。歳入歳出の予算総額それぞれ百五十億八千三百万円を百五十一億三千三百万円に訂正するものでございます。歳入におきましては、二十款市債、一項市債、金額五千万円の増額であり、（仮称）金剛山麓野鳥の森整備事業の追加でございます。

次に、歳出の七款土木費、四項都市計画費、金額五千万円の増で、（仮称）金剛山麓野鳥の森整備事業の追加でございます。

以上で、平成二十二年五條市一般会計予算訂正につきましての説明とさせていただきます。よろしく御審議の上、御承認を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（川村家廣）説明が終わりました。

本件については、上程前ですので議長において許可することといたします。

○議長（川村家廣）次に日程第二十三、議第二十号から議第三十号までの十一議案を一括して議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（川西敏美）議第二十号 平成二十二年五條市一般会計予算議定について。

議第二十一号 平成二十二年五條市国民健康保険特別会計予算議定について。

議第二十二号 平成二十二年五條市簡易水道特別会計予算議定について。

議第二十三号 平成二十二年五條市老人保健特別会計予算議定について。

議第二十四号 平成二十二年五條市下水道事業特別会計予算議定について。

議第二十五号 平成二十二年五條市墓地事業特別会計予算議定について。

議第二十六号 平成二十二年五條市介護保険特別会計予算議定について。

議第二十七号 平成二十二年五條市大塔診療所特別会計予算議定について。

議第二十八号 平成二十二年度五條市農業集落排水事業特別会計予算議定について。

議第二十九号 平成二十二年度五條市後期高齢者医療特別会計予算議定について。

議第三十号 平成二十二年度五條市水道事業会計予算議定について。

〔十一番〕の声あり

○議長（川村家廣）十一番議会運営委員会峯林宏政委員長。

○十一番（峯林宏政）ただいま上程になりました議第二十号から議第三十号までの十一議案につきましては、去る一日の開会日において、市長から提案の概要説明を受けておりますので、提案理由の説明は結構かと思えます。各議案は、いずれも平成二十二年度の五條市における各会計予算案でありますので、慎重審査を期するため、先例により予算審査特別委員会を設置していただきたいと思えます。

なお、委員の数は七人とし、委員の選任につきましては、議長に一任したいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（川村家廣）お諮りいたします。ただいま議会運営委員会委員長から御提案がありましたように、本案は慎重審査を期するため、委員の定数を七人とする予算審査特別委員会を設置し、これに付託したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（川村家廣）御異議なしと認めます。よって本案は委員の定数を七人とする予算審査特別委員会を設置して、これに付託することに決しました。

なお委員の選任につきましては、あらかじめ御協議をいただいておりますので、議長から指名いたします。

三番吉田雅範議員、五番太田好紀議員、七番藤富美恵子議員、八番池上輝雄議員、十一番峯林宏政議員、十四番大谷龍雄議員、十五番田原清孝議員、以上七名の方にお願います。

なお、正副委員長の選出並びに審査の日程等について御協議願いたいと思いますので、各位には本日散会后、ただちに議長室に御参集願います。

○議長（川村家廣）次に日程第二十四、昨日提出されました議第三十一号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（川西敏美）議第三十一号 平成二十一年五條市墓地事業特別会計補正予算（第二号）議定について。

○議長（川村家廣）提案理由の説明を求めます。上田生活産業部長。

〔生活産業部長 上田卓司登壇〕

○生活産業部長（上田卓司）ただいま上程されました議第三十一号 平成二十一年度五條市墓地事業特別会計補正予算（第二号）議定につきまして提案理由の御説明を申し上げます。

別冊の平成二十一年度五條市墓地事業特別会計補正予算（第二号）を御覧いただきたいと存じます。

まず、一ページにつきまして御説明を申し上げます。

今回の補正は、地方自治法第二百三十三条第一項の規定によります繰越明許費の補正でございます。この内容につきましては、二ページを御覧いただきたいと存じます。

第一表、繰越明許費にありますように、墓地建設事業費五百五十万円を繰り越すものでございます。

この事業につきましては、墓地候補地の地元自治会及び周辺自治会の方々と数回お出会いをし、説明をさせていただきましたが、日数を要したため、翌年度に繰り越すものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（川村家廣）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。（「十五番」の声あり）

○議長（川村家廣）十五番田原清孝議員。

○十五番（田原清孝）これは十二月議会の補正に出てきたわけでございますが、そのときもまだ地元との話がぜんぜんできてないのだから、そういう補正は付けられず、新年度で付けたらどうというやつを、賛成多数で通ったわけでございますけれども、私は、これは、こういう厳しいと言いながら、そして広報の折り込み代までを削るような中で、こういう無駄なところ、これはいつできるかわからないと、こういうところに予算を付けて繰越明許していくということは、これはやっぱりちゃんとできてから自分とこの話ができるからするものであって、こういうのが余りにも軽率すぎた予算であらうと思いますので、私は反対をさせていただきます。

○議長（川村家廣）質疑を終わります。

お諮りいたします。本案につきましては討論並びに委員会付託を省略したいと思っておりますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（川村家廣）御異議なしと認めます。よって本案は討論並びに委員会付託を省略することに決しました。

これより本案を採決いたします。

なお、この採決は起立により行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（川村家廣）起立多数であります。

よって本案は原案のとおり可決されました。

○議長（川村家廣）以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

明日六日から十五日まで休会とし、次回、十六日午前十時に再開して、議案審議を行います。

本日は、これをもって散会いたします。

午後七時四分散会